

平成 27 年 6 月 23 日

第 3 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

6月23日（初 日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 一 般 質 問

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 （11名）

1番	石 黒 正 重	3番	高 原 典 之
4番	清 水 英 勝	5番	藤 井 満 久
6番	山 下 節 子	7番	吉 原 一 治
8番	鳥 居 恵 子	9番	松 本 保
10番	鈴 川 和 彦	11番	榎 本 芳 三
12番	榎 戸 陵 友		

欠席議員 （なし）

欠 員 （1名）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	北 川 眞木夫
総 務 部 長	大 岩 良 三	総 務 課 長	中 川 昌 一
検 査 財 政 課 長	山 下 雅 弘	防 災 安 全 課 長	石 黒 廣 輝
税 務 課 長	柴 田 幸 員	企 画 部 長	林 昭 利
企 画 課 長	田 中 嘉 久	地 域 振 興 課 長	鈴 木 良 一
建 設 経 済 部 長	吉 村 仁 志	建 設 課 長	田 中 吉 郎
産 業 振 興 課 長	川 端 徳 法	水 道 課 長	相 川 徹
厚 生 部 長	渡 辺 三 郎	住 民 課 長	宮 地 廣 二

福祉課長	神谷和伸	環境課長	鈴木喜雅
保健介護課長	鈴木正則	教 育 長	大森宏隆
学校教育課長	内田静治	社会教育課長	石川芳直
学校給食センター所長	細谷秀昭	会計管理者 兼 出納室長	鈴木茂夫

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	相川博運	主 査	保母公次
--------	------	-----	------

[開会 9時28分]

○議長（榎戸陵友君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を6月定例町議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

先日、国会では18歳から選挙権が持てる改正公職選挙法が成立しました。来年の夏以降、地方選挙にも順次導入されます。

現在、人口減社会となり、少子・高齢化が進む中で、将来を担う若者たちが政治に参加する意義は非常に大きく、若者の意見がより政治に反映されることは望ましい限りであります。我々議員は、より一層若者が希望を持てる政治を志していきたいものであります。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（榎戸陵友君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において11番、榎本芳三君、1番、石黒正重君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（榎戸陵友君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から7月3日までの11日間といたしたい

と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定しました。

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（榎戸陵友君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日ここに、6月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様方におかれましては御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、初めに諸般報告をさせていただきます。

まず、知の拠点整備構想の検討について御報告いたします。

国際大学の招致と防災・減災を初めとした先端技術の集積により、活力ある安全・安心のまちづくりを進める知の拠点整備構想を立命館アジア太平洋大学第2代目の元学長のモンテ・カセム氏より提案を受けました。4月より専門的職員を雇用し、この構想の実現可能性や効果、影響について調査・研究を行ってまいりました。

検討の着手を急いだことや十分な情報提供ができなかったことから、皆様には多大な御心配や御懸念を抱かせることとなったことにつきましては深くおわび申し上げます。

今後は、議会の理解を賜りながら町民の皆様のお意見をお聞きし、進めてまいりたい、考えてまいりたいと存じます。

次に、公共施設のアスベスト対策について御報告いたします。

平成26年5月に、篠島教職員住宅で基準値を超えるアスベストの使用が確認をされたことを受けまして、改めてアスベスト対策を徹底するため、公共施設における吹きつけアスベストの使用実態調査を平成27年3月までに実施いたしました。

その調査結果に基づきまして、アスベスト含有量調査を4月24日から実施した結果、師崎港観光センターの屋上機械室の天井、篠島中学校体育館の1階ポンプ室の配管、町公民館内海分館の地下1階機械室の配管、町公民館の1階、2階の階段上の裏部分及びトイレの天井、日間賀島公民館の3階倉庫の天井など5施設で吹きつけアスベスト材な

どが使用されていることが判明いたしました。

この結果を受け、関係する部屋などの立入禁止措置をとるとともに、使用頻度が高い施設について、アスベストの飛散がないかの調査を行いました。

調査の結果、飛散はありませんでしたが、建築物のアスベストは除去することが最善の対策でありますので、5施設全てにつきまして、今後、除去工事を実施する計画であります。

最後に、保育所待機児童の状況につきまして御報告申し上げます。

保育所の待機児童の状況につきましては、平成27年6月1日現在で待機児童数はゼロ名であります。

なお、昨年度は、平成26年4月入所時点での待機児童数は10名でありましたが、その後、6月1日に2名となり、11月1日現在で待機児童数はゼロ名となりました。臨時保育士の確保により受け入れ体制が整い、入所していただくことができました。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日、提出させていただきます案件は、繰越明許費繰越計算書の報告1件及び専決処分の承認を求めることについてを初め12議案でございます。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第3号の平成26年度南知多町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越明許費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、議会に報告するものであります。

議案第34号から議案第36号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴いまして、南知多町税条例の一部を改正する条例、南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例及び南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第37号の専決処分の承認につきましては、平成27年度南知多町一般会計補正予算（第1号）であります。

その内容としましては、知の拠点整備推進事業に要する経費につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会

に報告し、その承認を求めるものであります。

歳入歳出それぞれ443万円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を77億4,743万円としたものであります。

予算の内容としましては、歳出におきまして総務費443万円を追加し、歳入におきましては繰越金443万円を追加したものであります。

議案第38号の人権擁護委員の推薦につきましては、5名の委員のうち1名が平成27年9月30日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として1名の方を推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

議案第39号の固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、3名の委員が平成27年7月3日、同9日、同14日をもってそれぞれ任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、3名の選任同意をお願いするものであります。

議案第40号の教育委員会委員の任命同意につきましては、5名の委員のうち1名が平成27年7月14日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、1名の任命同意をお願いするものであります。

議案第41号の日間賀島防災拠点施設建設工事の工事請負契約の締結及び議案第42号の師崎中学校屋内運動場天井材落下防止等改修工事の工事請負契約の締結につきましては、去る5月27日に入札を終えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第43号の海っ子バス（中型バス）1台の購入につきましては、去る4月28日に入札を終えましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第44号の訴えの提起（訴訟上の和解を含む。）につきましては、町営住宅明け渡し等の請求に関する訴えの提起（訴訟上の和解を含む。）をすることにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第45号は、平成27年度南知多町一般会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,690万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億8,433万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正をお願いいたします内容としましては、歳出におきまして、総務費

1,618万円、衛生費750万1,000円、商工費317万2,000円、教育費1,004万8,000円をそれぞれ追加するものであります。

また、歳入におきましては、県支出金646万3,000円、寄附金1,850万、諸収入1,500万円、町債1,340万円をそれぞれ追加し、繰入金1,646万2,000円を減額するものであります。

以上で諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御承認、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（榎戸陵友君）

日程第4、一般質問を行います。

質問の時間は、答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

5番、藤井満久君。

○5番（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議長よりお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

1番として、知の拠点整備構想の内容と今後の進め方について。

知の拠点整備構想の事業の内容や今までの過程について、3月18日の3月議会の最終日に説明がありました。そのときの説明では、この構想の核となるものは、1. 地方独立行政法人の設立、2. 地方創生の中の戦略特区の申請、3. 防災技術研究施設の設置、4. 国際大学院大学の招致、この4つを大きな核として、今からこの計画を検討・研究しながら作成していきたいと石黒町長より説明がされました。

当時の企画部長からも、平成27年度にこの取り組みをして、できれば1年間かけて地方独立行政法人を立ち上げたい。その後、本格的な作業に入っていく。東京オリンピックが開催される5年後、2020年を目安に大学院大学の招致を進めていきたいとの説明を

されました。また、大学院大学の設立は数百億円かかると思われませんが、全て寄附で賄えるような仕組みづくりを研究したいので、そのために臨時職員を2人雇って調査・研究をさせてほしい。その人件費については2,000万円程度を見込んでいるが、同額の寄附金をいただけるので町の負担はないとも説明がありました。

これほど大きな事業にもかかわらず、勉強会に出された書類には部外秘の文字が入り、1人の議員から、どこまでが秘密裏にしなければならないかの質問に、いずれ用地買収の時期が来たときに、用地買収に対して非常に弊害が出てくる。どこにつくるのかというわさが立ってくると用地買収が困難になる。まだ研究・調査期間であるという理解で、何をやるかということが全く目に見えていないことから、そういった意味の秘密裏にしてくださいとの説明でした。

これらの説明を踏まえて、次の質問をします。

(1) 今回の事業は、独立行政法人をつくり、防災技術研究施設を設置、国際大学院大学を招致するまでの事業と理解していますが、そう考えていいですか。

(2) 3月18日の説明の中で、用地買収が困難になるので秘密裏にとの説明がありましたが、3月18日以前にこの事業に関連する土地の売買があったと耳にしました。そのような事実は本当にありますか。

(3) 土地の売買があった場合、その売買にかかわった不動産会社や測量会社と石黒町長はどのような関係にありますか。

(4) 今回の調査・研究等の費用を寄附していただける方と用地を取得した会社はどのような関係ですか。

また、寄附していただける方とこの事業のために雇った臨時職員を紹介してくれた方とはどのような関係ですか。

(5) 3月18日に説明があったように、わからないことが多いので調査・研究をさせてください。そのために4月1日から臨時職員を雇わせてくださいとの突然の説明は、住民の代表である議会を、ひいては住民を余りにも軽視していると思われませんが、町長の意見をお聞かせください。

(6) 3月18日の説明では、2,000万円の寄附で4月1日から雇う2人の臨時職員の給与を賄っていくので、町からの公金の持ち出しの必要はないとの説明でしたが、4月1日になると臨時職員は1人しか雇えず、その方の給与の支払いのときの5月15日にはまだ寄附をいただけていないと聞いていますが、一体どうなっているんですか。もし事実だ

とすれば、4月1日からの臨時職員を雇って研究・調査を始めた経緯は余りにもずさんで、町民やその代表である議会に対し、町長から説明や謝罪をする必要があると思いますが、どうですか。

(7)そもそも3月18日の説明にあったような住民に秘密裏にしなければ困るような事業であるならば、町が行うべき事業なのか疑問に思われます。町長が住民のために自分の政治生命をかけてでも行いたい事業があり、覚悟があるならば、こそこそと秘密裏に話を進めるのではなく、町長として正々堂々と胸を張って住民に丁寧に説明し、その上で石黒町長がみずからの進退をかけて住民に問うぐらいの気概を見せていただきたいと思います。石黒町長はどう考えますか。

以上で壇上での質問を終わります。再質問については自席にて行います。よろしくお願ひします。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

それでは、知の拠点整備構想の内容と今後の進め方について、7つの質問をいただいておりますので、順に答弁させていただきます。

御質問の1の1、1の2、1の4及び1の6につきましては私より、また御質問1の3、1の5及び1の7につきましては町長より答弁させていただきます。

まず最初の御質問1の1、この構想の事業概要の確認について答弁させていただきます。

今回の事業の概要につきましては議員の御理解のとおりで、地方独立行政法人、防災・減災技術研究施設、大学院大学、そして国際大学、これらは知の拠点を形成するための手法であり、それを形成する要素だと思っております。こういう事業を通して、本町の発展と住民福祉の向上につなげる仕組みをつくるのがこの構想の全体像だと考えております。

（5番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

藤井君。

○5番（藤井満久君）

今の説明の追加で、また質問させていただきます。

秘密裏との話の裏で、昨年9月12日に（仮称）「愛知未来大学」招致を実現するために、誠意を持って取り組むことを確約する覚書を今回の事業の関係者との間で取り交わし、そこには町長印まで押してあります。

なぜこの時点で議会や町民に公表しなかったのですか。町長、教えてください。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

この覚書は、平成25年の9月、モンテ先生とお会いしてから約1年、先生が南知多町でこの構想を展開するかどうか、それが来るまでの間、私どもは現地を案内したりして、私のところでやってもらえないかなあという願いのもと、事前の構想の調査をされた後、9月12日に、ここで私どもは今から南知多町でこの構想を展開しますよというあかしとして、私としては、ああ、よかったなあという内容の覚書でございます。

（5番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

5番、藤井君。

○5番（藤井満久君）

さらに質問させていただきます。

今の時点で、町長の夢の構想の大学院大学の招致は、最短で何年ぐらいを予定していますか。町長、教えてください。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

3月18日に、2020年、東京オリンピックのときということはモンテ先生の理想でございます。

しかし、大学院大学というのに、その当時の部長がお答えしたと思いますが、ざっとどのぐらいかかるんですかという金額を、200億から300億かなという答弁をさせていただいたと思いますが、それをみんな寄附で賄うと。

その仕組みをつくるに当たりまして、私ども今回、皆さんに資料が足りなくてごめんなさいと言いましたが、そのときにも説明したように、それはつくるなら200億。先生の考えどおりでいくなら、東京オリンピックのときを目指していきたいねという内容で

お答えしたもので、今現在、私どもが我々の計画にするのにどのぐらいかかるかということに関しては、その調査・研究をさせていただきたいという内容でございます。

(5番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

5番、藤井君。

○5番（藤井満久君）

今の町長の説明から、何年先というのは推測できない、そういう解釈でいいと思いますが、少なくとも3月18日の説明にあった2020年以降だということを私は理解しております。だとすれば、町長の夢の構想を進めていくと、町長の任期中には、今回の任期です、ね、大学院大学ができたときの経済効果の恩恵を受けることなく、職員がこの事業にかかわる分だけ住民サービスが低下し、町民にとっては、事業が進んでいくことにより必要になってくる町の財政支出と職員の行政サービスの低下を強いることにつながるとは思います。そのところは町長、どんなふうに考えていますか。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

今、藤井議員がおっしゃった、5年後には私がいらないじゃないかとかあるかもしれませんが、実は2025年に私たちの町がどうなるか。大量の団塊の世代が退職、この社会から大きく離脱していくような時期が10年後にあるわけでございます。当然、今回のまち・ひと・しごとでも人口ビジョンが示されてくるわけですが、そのときを待つまでの間、未来に向けて私はモンテ氏のこの構想が南知多町の構想になれば、この町の将来の姿が示せる。人口減少を目標として、どうしても成果が出ない今、その将来の姿を町民の皆様にお示ししたい、そのような思いでございますので、町の職員にとりまして、今議員がおっしゃったような負担がかかるとか、その間、これに専念するからほかの仕事に影響が出るとか、そういうふうな考えが、あるいはそういうふうな手法をとらないようにしてやっていくことも調査・研究のうちに入るわけございまして、その一つとして、提案者のほうから研究員とか、そういうものを負担していただきながら協力していただきたい、そうお願いして進めたわけでございますが、議員が御心配のような、そういう一つ一つの不安を乗り越えながらやっていきたい、そういう方法で進めてまいりたいなあと今は思っております。

○5番（藤井満久君）

次の質問に行ってください。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

それでは、次に御質問1の2、3月18日の説明前に、この構想に係る土地の売買の事実があったかどうかについて答弁させていただきます。

3月18日の用地買収が困難になるので秘密裏にとの趣旨につきましては、この構想を調査・研究する段階で、国際大学招致がひとり歩きすることで地域に混乱を招くおそれがあると考え、申し上げたものでございます。

議員のおっしゃられるこの事業に関連する土地の売買というのは豊丘地内の土地かと思えますけれども、これはこの構想を支援する防災・減災技術を持った企業が独自の企業活動として取得したという事実はございます。

（5番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

5番、藤井君。

○5番（藤井満久君）

今、土地の売買があったという返答ですが、その土地の売買の中で、部分的にですが、約2,000坪を2,000万円で売買したと耳にしましたが、実際は全体で何千坪の売買取引でしたか。大体の坪数でいいので教えてください。

差し支えがなければ、大体でいいので、金額の総額も教えてください。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

今の土地についてでございますが、面積につきましては約4,000坪というふうにお聞きしております。金額につきましては、民間の取引の部分ですので、ここでは差し控えさせていただきますと思います。

○5番（藤井満久君）

結構です。次に行ってください。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

売買にかかわった不動産会社や測量会社と私はどのような関係にありますかについては、私から答弁させていただきます。

取引を仲介した不動産会社の一つは、私の親戚に当たります。そして、その測量をしたのは、私が昔、経営をしていた測量会社ということでした。

（5番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

5番、藤井君。

○5番（藤井満久君）

3月18日に、事業が進んでいくと用地買収は困難になるので秘密裏にしてくださいとの説明があったにもかかわらず、3月18日以前に既に関連用地の売買取引があり、数千万円のお金が動いていて、町民にも、町民の代表である議会にも秘密裏にしている中で、町長の親戚に当たる不動産会社と測量会社が利益を得ていることに対して、石黒町長にお尋ねします。

もちろん一連の取引について法律的な責任はないかとは信じていますが、道義的には町民に対して何らかの責任を感じていますか。石黒町長の考えをお聞かせください。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

まず秘密裏にというのは、先ほど企画部長から答弁させていただきましたが、3月18日の説明の折、200億とか、そういうのもひとり歩きしておりますが、一番最初に大学院大学に対して、あるいは大学に対して予見がないように、そういう意味で取り扱いに注意してくださいということをお願いしたものでございます。

そして今、議員御指摘のこの土地につきましては、1の2の質問でもお答えさせていただきましたが、この会社は、この構想を、モンテさんを含めて資金的に支援をしているすぐれた防災・減災施設を持った会社でございます。その企業がどこかで私たちの防災技術を展示したいということでしたので、これは企業の誘致活動でございます。

今、私たちの町は、年間平均して22の事業所が減って、4人以上の事業所は4つほど

減っていく状態にありまして、どこの支援する会社であろうと、私どもの町に進出をし、そして防災・減災の展示場をつくりたいとおっしゃるわけでございますので、そのモンテさんの構想の全体での組織の中の一つの会社ではございますが、この構想もあわせて、私は南知多町に出てきていただきたい、そう思って努力をしたところでございまして、もちろん結果として疑惑を受けたことに対しましては、私の不徳のいたすところだと今、反省をしておりますけれども、ただ、そういう企業が出てきていただきたい、この構想を何とかしたい、そういう一念でもってのことでございます。

(5 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

5 番、藤井君。

○5 番（藤井満久君）

町長のどんな説明をいただいても、この事業を進めた場合に出てくる効果は、今期の町長の任期中には、南知多町としては、町長のでっかい夢を見ることで利益を得ることができたのは、町長の関係者の不動産会社、測量会社だけですね。

答えは結構です。次に行ってください。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

それでは、次に御質問 1 の 4、調査・研究費等の費用を寄附していただける方と用地を取得した会社及び事業のために雇用した臨時職員の紹介者との関係につきまして答弁させていただきます。

町に寄附をいただいたのは個人ではなく企業であり、当該用地を取得した企業と同一の企業でございます。

臨時職員を紹介していただいたのは、立命館アジア太平洋大学の元学長であるモンテ・カセム氏であり、今回この構想の中心的な提案者でもあります。寄附者である企業は、モンテ・カセム氏の構想を支援しているという関係にございます。

(5 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

5 番、藤井君。

○5 番（藤井満久君）

今回の事業にかかわっている方々からの紹介をもとに臨時職員を多額の金額で雇うという行為は、今までの役場のルールからすると異例のことだと思いますが、町長の考えに幹部職員からは誰も異を唱える人はいなかったのですか、聞かせてください。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

特別、異を強く唱える職員はいなかったと思います。

（5 番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

5 番、藤井君。

○5 番（藤井満久君）

今の町長の答えでは、本当に幹部職員に対して残念な思いがしてなりません。

幹部職員の方々には、町長の考えに従うばかりでなく、少しでもおかしいとの思いがあったら、あなたたち公務員は町長のための幹部職員ではなく、住民のための公務員であり、住民のために仕事をするという本来の立場に戻って、今後は町長にきちんと意見をしてください。もしおかしいと思っても町長に意見をしにくいときには、私たち議会にも相談してください。いつでも相談に乗ります。

次に行ってください。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

次に質問 1 の 5、この事業に係る臨時職員の雇用について、3 月 18 日の突然の説明は、議会、住民を軽視しているのではないかにつきまして答弁をさせていただきます。

3 月 18 日に臨時職員の雇用をお願いしたのは、議会や住民の皆様はその構想を説明するため調査・研究を始めたい、そのことをお願いしたもので、決して議会や住民の皆様方を軽視する、そのようなつもりは全くございません。

（5 番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

5 番、藤井君。

○5 番（藤井満久君）

私は、今でも議会や住民を軽視している中で、強引に4月1日に臨時職員を雇ったと思っております。

そこで事業を始めたにもかかわらず、6月14日に解雇して、事業を中止したのはなぜですか。町長、お答えください。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

町長への御答弁をとということでございますが、企画部長の私のほうから、まずその関係で答弁させていただきます。

この構想に取り組みたいという思いで、町のほうにつきましては進めてまいりまして、臨時職員の雇用を推し進めたわけでございますけれども、この構想を進めるに当たりまして、いろいろ御意見をいただく中で、この構想を進めるに当たっては、まずはこの臨時職員を雇用したままで進めるということが非常にそういった環境になくなったと判断して、臨時職員の雇用を一旦打ち切ったという状況でございます。

○5番（藤井満久君）

次に行ってください。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

次に御質問1の6、臨時職員の雇用が2名の予定が1名となったこと、また臨時職員の賃金の支払い予定日までに寄附の受け入れがされていないことに対し、その経緯が余りにもずさんであり、町長からの説明や謝罪をする必要があると思うがどうかという御質問に対しまして、まず私のほうから答弁させていただきます。

まず臨時職員につきましては、3月末の時点で職員1人の確保はできておりましたけれども、もう1人の方は家庭の事情で急遽できなくなりました。

また、寄附につきましては、4月の初めに2,000万円を受け入れる段取りで整っておりましたけれども、全額の受け取りについては慎重にすべきと判断し、寄附の申し出者の了解を得まして、収納を見合わせておったところでございます。その後、6月12日に200万円の寄附を受け入れております。この額は、これまで町が構想の検討のために実際に支出した額を超える金額でございます。

なお、本町でこの構想が進むようなら、現時点では寄附を継続する意思があるとお聞きしております。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

今、企画部長が申したとおりでございますが、臨時職員の雇用や寄附の条件については今説明したところでございますが、この構想の取り組みに対しまして、私が本当に急いだことによりまして、皆様に御心配等おかけいたしましたことにつきましてはおわび申し上げます。

（5番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

5番、藤井君。

○5番（藤井満久君）

町長、今後は町民のために、町長、議会、役場職員がそれぞれの立場に立ちながらも、お互いのアドバイスは受け入れながら良好な関係を保ち、町民の利益を第一に考えて、地に足のついた行政を行って行ってください。よろしくお願いします。

次に行ってください。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

最後に御質問1の7、町長が政治生命をかけてでも行いたい事業であるなら、正々堂々と胸を張って進み、みずからの進退をかけて、住民に信を問うぐらいの気概を見せてほしい。町長の考えはどうかにつきまして答弁をさせていただきます。

今は提案をいただいています知の拠点整備構想を住民の皆様に提案できるかどうか、その調査・研究をする準備作業の段階だと考えております。

藤井議員の御意見のとおり、今後はこの構想を議員の皆様、町民の皆様に丁寧に説明をさせていただき、その声をお聞きしていこうと考えています。そして、その上でモンテ・カセム氏の提案のこの構想を私たち南知多町の構想として町民の皆様にお示しができるようにになりましたら、そのときは構想の実現に向けて、私の進退をかけ、全力で向かっていく、その覚悟はございます。

(5 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

5 番、藤井君。

○5 番（藤井満久君）

町長、もう少し考えてみてください。準備作業だからいいという話ではなく、これはもう事業が始まっている認識を持ってください。

そこで町長、いま一度お願いします。町長が今後この事業を推し進めていきたいとの覚悟があるなら、今から半年でも1年でも時間をかけて、3月の18日に説明があった町長、幹部職員すらわからないことをまず全て理解し、議会や全ての住民に夢ばかりを語るだけでなく、南知多町や南知多町の住民の負担がどれくらい必要になっているのか具体的な数字を示して、町民に判断を仰いで信を問い、町長の思いが町民に伝わらないときには、町長として何らかの責任をとるくらいの覚悟を示してください。町長が南知多町の活性化になる大きな夢を見ることは大いに結構なことです。南知多町として、南知多町の町長として、今回のように秘密裏に行うことなく、事業内容をきちんとみずからが把握し、南知多町が財政破綻を招くおそれのない事業を行っていただくことをくれぐれもお願いします。

また、幹部職員の皆さんには、今さら言うまでもないことですが、公務員として町民目線に立って行政をとり行ってください。

今後は、今回のように町長の考えに全て従うばかりでなく、町民の立場に立ち、町民の利益を最優先に考えて仕事をし、後輩の職員が南知多町の住民に信頼され、働きがいのある南知多町にさせていただくことを再度お願いしておきます。

最後に、石黒町長と今回の事業に関し、当初からかかわりの深い大森教育長に、今後の事業の進め方について、お2人のお考えをお聞かせください。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

お2人の考えということでございます。

私ども、提案を受けまして、自分としての考えでございますけど、例えばこの構想が実現できれば、町の文化とか、住民の生活、暮らし、地域社会に大きな影響があるというふうに思っております。

国際大学、大学院大学ということでございまして、グローバルな人材が交流しますし、アイデアも浮かびますし、社会的な意義がある新しい価値が創造されていくのではないかとということで、大いに期待をしております。そういった中で、ただ、やれるかどうか、そういったことはわからないものですから、町で研究をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

藤井議員がおっしゃるスタンスで今後頑張っていきますが、まずこの構想につきましては、今、教育長も言いましたが、調査・研究の段階で、私たちのこの町の構想とすることが重要でございまして、目的、構想が私たちの町の将来にどういうふうに役に立つのかとか、期待される成果とか、実施主体、共同者、同じように協力してくれる人はどうなのか。また、いつからできるのかという工程表はどういうふうに示すことができるのか、どこでやるのか。現在の設備、私たちのこの組織、この機構でできるのか。また、手順のスケジュール、必要なコストはどのぐらいなのか。寄附で賄うと言っておりますけれども、我々のそういう、議員心配のこの町の職員たちのコストもゼロではございません。そういうコストはどのぐらいかかるのか。予想される問題に対しての予防対策はできるのだろうか。代替案、この地方独立行政法人という手法が今示されておりますが、それがだめなら全てがだめなんだろうかとか、そういう全てのことに対して1年で調査・研究したいので時間をくださいという流れの中で、今、議員が指摘していただきました、ぜひこの構想を、まずモンテさんの構想を町民、議員にお示しをさせていただきたいと思っております。議員、町民の皆様方の判断材料をまずお示しすることから始めていきたい。できれば、理解を賜りながら進めていきたい、そういう思いでいっぱいでございます。

（5番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

5番、藤井君。

○5番（藤井満久君）

調査・研究、私が言うのは事業、この話をすると平行線になるのでこれで最後にしますが、私の思いでは、お金が動き、町の中に職員が入っておる以上、事業だと思ってお

ります。それは、一般の住民の人が判断してくれることだと思っております。町長も幹部職員もその辺はしっかり認識してください。

最後に、今回の事業のような町長の任期をまたがなければ達成できない事業であるならば、もしも町長の交代があった場合にも、次の町長に必ず引き継いでもらえる事業かどうか、しっかり熟慮してください。

隣の美浜町の今回の選挙の例がいい例だと思います。答えはいいですので、町長、その辺のところは熟慮してください。よろしく申し上げます。

以上で私の質問は終わります。

○議長（榎戸陵友君）

以上で藤井満久君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。休憩は10時40分までといたします。

〔 休憩 10時21分 〕

〔 再開 10時40分 〕

○議長（榎戸陵友君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、4番、清水英勝君。

○4番（清水英勝君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

質問の1、津波避難計画につきまして、各関係団体へのヒアリング結果等をもとに、津波1次避難場所の安全性、収容能力、避難に要する時間等について検証を進め、明らかになった課題及びその対応策を整理し、3月19日の津波避難計画策定委員会において津波避難計画の取りまとめを行うと3月議会の質問に対して御回答をいただいております。

そこで、次の質問をいたします。

1. 策定委員会では緊急性のある課題はあったのか。また、どのようなことが対応策として検討されたのか。

2番、防災放送がよく聞き取れないという声を住民から多数聞いているが、そのことに対して町はどのように考えているか。

3. 上記の質問に関連して、防災無線の補助として防災ラジオの役割は大変重要と考

えております。そこで、現在ラジオの普及率はどれくらいか。また、町の目指す普及率に対してどうなのか。目標に達していないならば、ラジオの利用促進について何か検討しているのか。

4番目、災害時の要支援者救済措置として、町内の宿泊施設の組合等との災害時における宿泊施設等の提供に関する協定を締結したらどうか。

大規模な災害に町が見舞われたときに、高齢者や妊婦、乳児など、指定された避難場所での集団生活が困難な方に対して、一時的に避難生活の場所や食事、入浴などを提供してもらうもので、このような協定があれば、災害発生後の避難生活における町民の不安も軽減できるかと思う。また、新たに災害時の要支援者向け施設の建設等の軽減にもつながると思う。

5番、最新の津波1次避難場所について、内海地区の西端区公民館が1次避難場所に指定されています。ここは標高10.9メートルで、10メートルの津波が来たときは陸の孤島となり、また想定される以上の津波が来たときには、さらに高いところに逃げる事ができない場所です。

そこで質問いたします。

内海小学校の屋上も同様の高さ、条件です。過去の質問にもあったのですが、小学校の屋上、または同様な建物を1次避難場所に指定することに対して、町としてはどのように考えているか。

6番目、6月1日の中日新聞の特集で、避難所生活での混乱を防止するためには事前の準備が大切であり、各自治体は早急に避難所の運営マニュアルづくりに取り組んでいるとあります。町は、避難所運営マニュアル作成についてどのように考えているか。

次に大きな質問2、介護保険制度につきまして、介護保険制度が新しく制定され、訪問介護、通所介護が市町村の事業に移行し、遅くとも2年後の平成29年4月から事業を始めなければならなくなります。

そこで、次の質問をいたします。

1. 現行とどこがどのように大きく変わるのか。
2. 町としてはいつから事業開始するのか。また、どのようなスケジュール、事業内容で取り組んでいくのか。

次に大きな質問の3番、中学校統合について。

昨年度実施されている中学校統合に対する住民アンケートについて、次の質問をいた

します。

1. アンケート結果から、統合に対する住民意識を町はどのように考えるか。
2. 今後、中学校統合についてはどのように考えていくか。

再質問につきましては自席にて行わせていただきます。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、質問事項1の津波避難計画につきまして、①から⑥まで続けて答弁させていただきます。

まず御質問の1の1、策定委員会では緊急性のある課題はあったのか。また、どのようなことが対応策として検討されたのかについて答弁させていただきます。

本年3月に開催しました津波避難計画の策定委員会においては、津波1次避難場所の安全性確保や避難誘導等の従事者の安全確保、観光客の避難対策といった課題が上げられました。

課題に対する対応策として、新たな津波1次避難場所の確保や災害時に支援が必要な方に対する避難支援のための体制整備などについて意見が取り交わされました。課題に対する基本的な考え方について津波避難計画に盛り込むこととし、具体的な対応策につきましては、例えば津波1次避難場所での既存スペースの有効活用や避難誘導従事者への退避ルールの取り決め、観光客への災害・避難情報の提供について検討を進めていくことといたしました。

次に御質問1の2、防災無線がよく聞き取れないという声を住民から多数聞いているが、そのことに対して町はどのように考えるかについて答弁させていただきます。

平成26年4月より防災行政無線を供用開始し、昨年度の各地区の防災訓練、避難訓練等において防災行政無線の試験放送を行わせていただきました。一部の地域の方から防災行政無線が聞こえにくいとのアンケート調査の結果や感想をいただいていることから、本年度、音質の改善を行い、聞こえやすさの向上を図りたいと考えております。

また、本年度の避難訓練におきましても、防災行政無線を活用し、聞こえない区域、聞こえにくい区域等を把握し、屋外拡声機の向きの調整等、音達状況の改善計画を検討していきたいと考えております。

なお、次の質問と関連いたしますが、防災行政無線屋外拡声機の補完的機能としての

防災ラジオの普及促進にも努めてまいり予定であります。

次に御質問1の3、現在の防災ラジオの普及率、また町の目指す普及率はどうなのか。その利用促進について何か検討しているのかについて答弁させていただきます。

防災ラジオの普及につきましては、昨年6月に町広報紙に購入の申し込み要領を掲載。その後、町ホームページやケーブルテレビ等も同様の周知を行い、6月から7月に申し込みの受け付けを行いました。その後、本年1月にも第2次募集の受け付けを行い、平成26年度におきましては、最終的に災害時要援護世帯等の無償配付世帯を含めて、925台の配付実績となりました。

また、篠島・日間賀島地区におきましては、オフトークサービスの廃止に伴い、防災行政無線と連携ができる小型受信機を活用した地域情報伝達無線システムの整備がなされ、その952台を合わせますと1,877台となります。単純に、本年3月末の住民基本台帳世帯数7,292世帯に対しては25.7%の普及率となります。全ての家庭において配備できるよう、本年度におきましても防災ラジオの配付を予定しており、周知の期間や機会をよりふやすという目標で、防災訓練など町の行事においても募集チラシの配付も検討して、普及率の向上に努めていきたいと考えております。

次に御質問1の4、災害時の要支援者救済措置として町内の宿泊施設の組合等と災害時における宿泊施設などの提供に関する協定を締結したらどうかについて答弁させていただきます。

災害時に被災した在宅の介護を要する災害弱者、要配慮者でございますけれども、その方と避難した災害弱者（要配慮者）の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関し、町内の社会福祉施設の2カ所と平成22年11月に協定を締結しております。

議員の提案では、町内の宿泊施設の組合等と災害時における宿泊施設等の提供に関する協定を締結してはどうかということですが、専門スタッフの配置や障害者用トイレ、バリアフリー等避難生活に配慮すべき点において、旅館などで要支援者に良好な環境の確保ができるかも含めて検討をしていきたいと考えております。

また、県内では災害時に観光客や避難所に収容できない被災者が多数発生した場合などに、食事や入浴などを宿泊施設に提供してもらう協定を結んでいる自治体もありましたので、あわせて内容の検討をしていきたいと考えております。

次に御質問1の5、小学校の屋上または同様な建物等を1次避難場所に指定することに関して、町としてはどのように考えているのかについて答弁させていただきます。

本町においては、沿岸部において逃げおくれるなど、やむを得ず避難困難な方が発生した場合に緊急的かつ一時的に避難（退避）できるよう、平成18年2月より津波浸水予想地域内にあるホテル、旅館等の皆様の御理解、御協力のもと、津波避難ビルとして18施設を指定させていただいております。ただし、これらの施設は、新耐震設計基準等に適合しているなどの地震に対する安全性にも考慮しての指定ではありますが、想定以上の地震や津波からの安全を確実に保証しているものではありません。現在、町としましては、まず津波から命を守るために最初に避難をしていただく1次避難場所の指定につきましては、建築物ではなく、まずは高台などに避難をしていただくことを大原則にと考えております。

次に御質問1の6、町は避難所運営マニュアル作成についてはどのように考えているかについて答弁させていただきます。

現在の地域防災計画では、風水害等災害対策計画、地震・津波災害対策計画においても、災害時には愛知県避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図るものとしております。

また、本年3月には愛知県避難所運営マニュアルが東日本大震災の教訓を踏まえ、内容を全面的に見直しがされ、愛知県庁のホームページからも電子データをダウンロードできる体制がとられました。本町では報道後、マニュアル本編、様式集、資料集、リーフレット集、運営委員会及び各運営班の業務を1冊のファイルにまとめ、まず基準として開設する8カ所、町公民館内海分館（内海サービスセンター）、山海ふれあい会館、南知多町役場、豊丘むくろじ会館、大井公民館（師崎サービスセンター）、師崎公民館、篠島開発総合センター（篠島サービスセンター）、日間賀島公民館（日間賀島サービスセンター）及び各地拠点基地の現地本部長5人、これは町職員でございますが、に運営の参考とするように配付をいたしました。

今回、愛知県では新たに愛知県避難所運営マニュアル活用の手引を作成し、避難所運営をみんなで考えてもらうようにと、これも電子データで活用できる体制がとられておりますので、今後、自主防災会や防災リーダー養成講座等で活用していきたいと考えております。

なお、町独自の避難所運営マニュアルは、こうした取り組みの結果を踏まえ、地域の実情に合わせた追加、修正をしていきたいと考えております。以上でございます。

（4番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

質問の1に関連することですけれども、策定委員会で、今の答弁のほうでは計画を検討という言葉をいただいたんですけれども、これは計画ができたと判断していいのですか。それとも、まだ今から計画をつくっていくということでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

現在、津波避難計画におきましては、最終的なパブリックコメント、意見募集をして意見をいただいておりますので、その対応につきまして調整をしておる段階でございます。

（4番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

そうしますと、最終的に避難計画がきちっとでき上がるのはいつになるのでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

先ほど説明いたしましたけれども、今、最終段階の意見調整を行っておりますので、それが間もなくでき上がって、その暁には平成28年度から事業を実施すべく、津波避難対策緊急事業計画を作成していく予定にしております。

（4番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

この津波避難計画なんですけれども、これは国の補助金を多数いただかなければいけないと思っております。国のほうというのは、大体この8月末ぐらいまでに要望を取りまとめて、そこから予算組みしていくと聞いているんですけれども、今の町のスケジュ

ールで本当に補助金がいただけるのでしょうか。そして、また28年度から実施できるのでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

現在の段階ではございますけれども、平成28年度の事業に向けて国との事前協議、調整ですね。そして、正式協議、国の同意など、国との手続を進めていくということで、28年度事業開始に向けて、この27年度は計画を作成していく、このような予定でございます。

（4番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

質問の5番に、建物等も1次避難場所ということに関連するんですけども、やはり今、部長の答弁の中にも逃げる場所の確保が第一と言われております。その中で、今、策定委員会で計画中の1次避難場所、避難路以外に、もし地元のほうから新たに地域から1次避難場所、避難路の申請があった場合は、今計画中の1次避難場所の収容能力、避難場所が満たされておるという判断で、新たな避難場所は不要と考えるのか、また十分過ぎるほどあってもいいということで、計画の中にまた取り込んでいただけるのでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

津波1次避難場所の検討につきましては、平成23年度、東日本大震災で被災された直後、本町におきましても津波で危ないという地形でございますので、そうした場合に、現在の地震・火災避難広場では対応できないということを踏まえまして、まず地元の地形は地元の方が一番よく知っておるのではないかとということで、区長会のほうに1次避難場所の選定につきまして協議・調整をさせていただきますと、その結果、61の1次避難場所ができ、それをもとに地震・各種防災マップ等に表示をさせていただいております。

そうしたことも踏まえまして、追加要望があったらどうするかということでございますけれども、再度やはり今回の作業につきましても、危険度判定調査だとか、津波避難困難地域の有無等を確認いたしまして、適正な避難場所と判断されれば、1次避難場所として、その避難計画の変更を行っていきたいと考えております。

(4番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

今のお答えですと、なかなか厳しいのかなと思います。もう少し、やはり避難路第一、命を守るような、逃げるのが第一ということでいきますと、柔軟に捉えていただきまして、予算の面もあるかと思いますが、住民の要望、新たに61カ所以上あってもいいのではないかと思いますので、検討していただきたいと思います。

次に確認なんですけれども、防災無線なんですけれども、津波避難放送のタイミングというか、これは誰が発令するのか、お答えしてください。

○議長（榎戸陵友君）

部長に伝えます。答弁するときは、挙手、役職、氏名を言ってからにしてください。
総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

防災行政無線におきまして津波警報等が発令された場合、誰が情報伝達をするのかということでございますけれども、この防災行政無線につきましては、津波警報の発令の際に、Jアラート（全国瞬時警報システム）というものがございまして、それによりまして自動起動して、人の手を介さず、瞬時に放送がされるということになっております。

また、本設備につきましては、構造や電気の確保等、地震や津波等の災害を予想して整備しておりますということでございます。

(4番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

3月の質問でも私、話させていただいたんですけれども、三重県のほうでは自動的に、震度4が発生すれば、津波警報なしでも皆さんが避難放送すると。やはりそれぐらいの

ことがあってもいいのではないかと考えております。

続きまして、防災無線なんですけれども、逆に1次避難場所に避難している場合に、津波避難警報解除の情報というのは防災無線から得ればいいのでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

ただいまの質問につきましては、解除された後の伝達をどのようにされるかということでございます。

津波警報が発令されておりますと、役場の災害対策本部が設置されておりますので、災害対策本部の職員が防災行政無線を使って解除の連絡をするということになるかと思っております。

（4番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ということは、津波が来ても防災無線というか、それは大丈夫だということによろしいでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

防災行政無線につきましては、構造や電気の確保、地震や津波等の災害を想定して、現在、26年度に整備しております。

発災後につきましても、防災行政無線の大きい波の影響は少ないものと考えておりますので、災害発生後も防災行政無線の屋外拡声機や防災ラジオ等による情報伝達を予定しております。

（4番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ありがとうございました。

防災につきましては、本当に少し柔軟に対応していただきたいと願っております。

次の質問をお願いします。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

介護保険制度につきまして御質問いただきました。

御質問2の1、現行とどこがどのように大きく変わるのかにつきまして答弁をさせていただきます。

平成26年6月に成立をいたしました地域医療・介護総合確保法によって介護保険法が改正され、介護予防給付のうちの訪問介護と通所介護が市区町村の事業に移行することになり、本町ではその時期を平成29年4月からといたしました。

現行との大きな変更点でございますが、例えば訪問介護に関しては、既存の訪問介護事業所による訪問介護に加え、NPO、ボランティア、民間事業者等による掃除、洗濯などの一部介助、ごみ出しなどの生活支援サービスを受けることができるということになります。

また、通所介護も同様に、既存の通所介護事業所による通所介護に加え、住民主体による自主的な通いの場づくりなどの通所型サービスなどを受けることができるということになります。

次に、御質問2の2でございます。町としてはどのようなスケジュールで29年4月から事業開始できるように取り組んでいくのかにつきまして答弁させていただきます。

今回の制度改正により、多様な主体によりサービスが提供できるようになるわけですが、その担い手をどのように確保するかが大きな課題でございます。

今年度から毎月1回、地域の医療関係者、介護サービス事業者、行政による地域ケア会議を開催し、高齢者に対するさまざまな支援について話し合いを行っております。その中で、生活支援のニーズや課題についても検討をしていますので、そこでの意見も参考にして、平成29年4月からの事業開始に合わせ、サービスの担い手の確保、サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

（4番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ありがとうございました。

介護サービス料金の話をちょっとお聞きしたいんですけども、例えば介護サービス料金を1万円だとすると、今の現行でいきますと、自己負担が1,000円、それから保険料から4,500円、国から2,250円、県と町から1,125円ずつのお金が出ると思います。新たな法律になった場合に、この割合というのは変わるのでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

保健介護課長、鈴木君。

○保健介護課長（鈴木正則君）

ことしの8月から、一定以上、所得のある方の負担割合は2割になりますが、そのサービスに要した費用から自己負担分を除いた額を、保険給付費を国・県・町、保険料でそれぞれがサービスごとの負担割合が決まっております。自己負担が2割の方も出てきますので、それが増額することによって負担給付費が減額されるということになりますので、それぞれの負担割合は変わりませんが、負担金額は抑えられるということになるかと考えております。

（4番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

負担割合は変わらないということなんですけれども、料金はこれから市町村で独自に決められる法律になると思います。そうしましたら、今1万円の介護料の2万円にした場合、今ですと国のほうから保険料が4,500円もらえるんですけども、割合でいくと9,000円もらえると、そういう判断でよろしいでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

保健介護課長、鈴木君。

○保健介護課長（鈴木正則君）

介護サービスに要した費用から自己負担額を除いた額をそれぞれ負担しますので、2割の負担をしていただくということは、残り8割を国・県・町の保険料で賄うということになりますから、それぞれが負担する率は変わってこないですけど、額が低くなるということでございます。

(4 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

率は変わらなくて、額が小さくなるということがちょっとよくわからないんですけど、新たに財源確保しなきゃいけないという状況が出てくるのでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

保健介護課長、鈴木君。

○保健介護課長（鈴木正則君）

財源については、今申し上げましたように負担割合というのが決まっておりますので、それに応じて負担していただくということになりますので、それが大きくなれば財源確保ということで、保険料等も国・県・町についてはそれぞれ公費で負担していただく。保険料については、額が大きくなれば、それぞれの被保険者の方に負担をしていただく。その部分は大きくなるかと思えます。

あと、この事業が予防給付から町の事業に移ることによって、既存のサービスに加えて、新たな多様なサービスということで、ボランティアを活用したようなサービスも提供できるということで、それにつきましては、ボランティア的な要素が強い事業につきましては、費用を低く抑える。抑えることによって介護保険の事業運営も効率的に行っていくことができるというようなことでございます。

(4 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

4 番、清水君。

○4 番（清水英勝君）

また、サービス料金等についてはいろいろ勉強させていただきたいと思っています。

今現在、社会福祉協議会さんも訪問介護を行っていると思うんですけども、29年4月以降、この社会福祉協議会との関連性というのか、町と社会福祉協議会、同じような保健介護サービスを重複してやるのでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

保健介護課長、鈴木君。

○保健介護課長（鈴木正則君）

29年4月からの新制度につきましては、一応町が事業主体としてやりますので、その中でいろんな多様なサービスを生み出す際に、社会福祉協議会ともいろいろ相談しながらそのサービスをどのようにして創出していくかというようなことは相談しながらやっていきたいというふうに考えております。

(4番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ありがとうございました。

これまでは全国一律のサービスだったんですけれども、市町村に移行することで市町村の財政状況や町長、トップの意識次第でサービス内容や利用料金に差が出る可能性があると思います。ぜひとも今回の法改正を好機としていただきまして、今、各地域で高齢者のサロン等もあります。それから、まちづくり協議会等が行っている市民の会などもありますので、まちづくりの一環として予防介護事業に取り組んでいただきまして、高齢者の居場所づくりをつくっていただきたいと願っております。

3番の質問でお願いします。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

中学校統合についての御質問に答弁させていただきます。

まず、御質問3の1のアンケート結果から、統合に対する住民意識を町はどのように考えるかということでございますが、この調査につきましては、総合計画中間年度を迎えるに当たりまして、計画の検証もかねて町企画課が行った調査でございます。町内在住の18歳以上の男女1,500人を対象としたもので、562人から回答をいただきました。

学校の配置に関する対応という設問で、学校統合についてお聞きしました。

結果の概略でございますが、小規模校の短所を回避するため、学校の統合はやむを得ないと回答された方、また子供たちの教育環境を充実させるため、学校の統合を積極的に進めるべきであると回答された方を合わせまして29.9%であり、約3割の方が統合を望んでいるという結果でした。それに対しまして、小規模校の長所を生かすため、現状を維持すべきであると回答された方と小学校と中学校の連携を進めるなど、小規模校の

短所を減らす努力をしながら現状を維持したほうがよいと回答された方を合わせまして41.1%であり、約4割の方が統合ではなく、現状維持を望んでいるという結果になりました。

参考ですが、地区別の特徴としまして、大井、片名、師崎地区の方は、統合を望む方が38.4%であり、現状維持を望む方の32.6%より多くなっていました。離島につきましては、統合を望む方が篠島では9.6%、日間賀島では13.1%と少なく、現状維持を望む方は両島とも54%台でございました。

この住民意識調査は住民の皆様の正直な意見であると捉えておりますが、今後さらに子供たちの数が減少していくという推計も出ております。現状維持を望む声が多いということは当然考慮いたしますが、統合の検討を続け、その上で統合することが子供たちにとってよりよい教育環境の整備につながるということになれば、丁寧に御説明して、皆様の御理解を得ていくべきであると考えております。

次に、御質問3の2の中学校統合についての考えでございますが、60年ぶりに文部科学省から出されました学校統廃合の手引によりますと、クラスがえができないほど小規模になった場合は統廃合を検討するか、統廃合ができない場合は小規模校のデメリットを解消する対策に取り組むか、選択を促すことが示されております。

通学距離の目安につきましても、スクールバスなどで通うことも想定し、おおむね1時間以内を目安とされています。今後につきましては、文部科学省の手引を十分に考慮しつつ、学校関係者等から意見をお聞きするとともに、小中連携・小中一貫教育の可能性なども研究し、子供の学びを第一に考え、議論を深めてまいりたいと考えております。以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ありがとうございました。

今、アンケートの対象者として18歳以上の方ということなんですけれども、逆に中学校統合に関して、今、小学校低学年の児童をお持ちの保護者の皆さんに直接かかわることですので、その方限定でアンケートしてみるというのはいかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

今後の進め方といたしまして、先ほど教員等の御意見をお聞きするという事も申し上げましたが、当然いろんな検討を進める中で保護者の皆様方、学校に通ってみえる子供たちの保護者の皆様方の御意見もお聞きしてまいりたいと考えております。

（4番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

4番、清水君。

○4番（清水英勝君）

ぜひとも検討していただきたいと思っております。

そして、この中学校統合の問題も、いつまでも引き延ばすことなく、早く方向性を町民の方に示したほうがいいんじゃないかと。少人数学級ですぐれた環境をつくるなら、その方向性であってもいいと思うんですけれども、ずるずる延ばすことのないようにしていただきたいと思っております。

最後にですけれども、今、この南知多町の閉塞した状態を変えるには、町長、防災のこと、介護のこと、中学校の問題等、人口減少ストップに対していろんな問題に取り組んでもらうことが2期目の町長に対する期待だと思っております。そして、例えば悪いかわかりませんが、アスリートの世界でいきますと、スタートの段階でつまずきやフライングがあった場合でも、アスリートですとその結果は無効になりますけど、町の行政について、やはりどのゴールに結ぶかということが一番大事だと思っております。ですから、ぜひとも町長にはどのゴールに進むのか、しっかりと町民を引っ張っていただきたい、そう思っております。そして、私もどんなゴールに町長が引っ張っていただけるのか、そのことをしっかりと見きわめて、これからもいきたいと思いますので、町長、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

以上で清水英勝君の一般質問を終了いたします。

次に、10番、鈴川和彦君。

○10番（鈴川和彦君）

議長のお許しが出ましたので、壇上より一般質問させていただきます。

壇上では、質問の通告書を読ませていただきます。

1. 知の拠点整備構想事業における専決処分について。

本年3月18日、議員勉強会において、知の拠点整備事業に関する人件費専決処分で、4月1日付で補正予算をお願いすると説明されました。

地方自治法第179条においては、普通地方公共団体の議会が成立しないとき、普通地方公共団体の長において、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するために議会の招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、または議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができるかとされています。

今回の専決処分については、地方自治法のどの項目にも該当しないと思われます。専決処分まで行って、なぜ臨時職員を雇用する必要があったのか。なぜ臨時議会を開催できなかったのか。また、6月定例町議会までなぜ待てなかったのかなど、多くの疑問が残ります。このことは、ある意味では議会を軽視しているのではないかとと思われる方も仕方がないことではないでしょうか。

そこで、以下の質問をします。

1. 臨時議会を開催しなかった理由は何か。また、6月定例町議会まで待てなかったのか。

2. 特に緊急を要するために専決処分を行ったとするなら、その緊急性とは何か。

3. 臨時職員の雇用方法と賃金はどのようになっているのか。また、その根拠は。臨時職員はどのような仕事をしているのか。

続きまして大項目の2番、知の拠点整備構想について。

知の拠点整備構想について、本年3月18日の議員勉強会で説明があったが、その中で、大学院大学及び防災技術研究施設をつくるために南知多町が独立行政法人を設立したいという話がありました。町にとって大変大きな事業であり、当日の説明ではなかなか理解できませんでした。

本年4月から1年かけて調査・研究ということでありましたが、今後どのような手順で進めていくのか。また、現在どこまで進んでいるのか、お聞きしたいと思います。

以下の質問をします。

1. この話は、いつ、どこから話があったのか。

2. 3月18日の説明では、1年間の研究費は寄附で賄うというが、現在6月だが、寄

附はどのような状況か。防災技術研究施設とはどのような施設で、どこまで進んでいるのか。

以上でございます。

再質問がありましたら自席で行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

まず質問1の1、臨時議会を開催しなかった理由は何か。また、なぜ6月の定例町議会まで待てなかったのかにつきまして答弁をさせていただきます。

臨時議会を開催せず、専決処分とさせていただきました理由は、主に2つございます。

1つは、本年度は本町の総合計画の中間年の見直し、まち・ひと・しごと創生に対しましての地方版総合戦略の策定、国土強靱化地域計画の検討など、本町の重要施策の策定をする年でありまして、この知の拠点整備構想は、この町の未来にかかわる大きな可能性を秘めた事業となり得ると考えまして、一刻も早くこの構想の検討に入ることが我が町の利益になると考えたことでございます。

2つ目は、この構想の検討に入るに当たりまして、提案されている構想の理解と調査・研究をするための臨時職員を確保するため、提案者であるモンテ・カセム氏の推薦する方を4月1日からの雇用としないとその方々が確保できない、そう考えたからでございます。

これらの理由から、3月18日に議会にこの構想についての説明をする中、時間的な余裕がないと判断をいたしまして、専決処分での対応を相談させていただいたところでございます。十分な説明と判断する時間をとれなかったことに関しましてはおわび申し上げているところでございますけれども、決して議会とか町民の皆様を軽視したものではありませんので、その点につきましては御理解いただきたいと存じます。

（10番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

町長にお聞きしますけど、179条の専決処分ですね、それをどういうことで専決したというふうに理解しているんですか。179条の1項に対しての専決処分の考え方を教え

てください。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

179条第1項につきましては、4つの要件があります。そのうちの3つ目の時間がないときというものに該当して、今回判断させていただきました。

（10番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

時間がないと言いますが、私ここに、この事業が始まる以来の時系列を執行部の側から出していただきました時系列を持っていますけど、始まりは2013年ですね。2013年の話から始まっていて、職員がかかわり出したのが平成26年10月16日から土地の問題でかかわって、いろんな話をそこで、モンテ先生だとか、固有名詞を出してしまいましたが、大学の先生だとか、いろんな方と話を何回も重ねていますが、その中で時間がないということですけど、じゃあ時間がないということで、どういう計画をどういうふうな形で、これを見ますと、進めていますけど、何でこれで時間がないということを行いますか。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

先ほどは179条の第1項の件ですね。そうしますと、次の質問と関連して……。

○10番（鈴川和彦君）

いいですよ。関連してやってください。

まあ、次の質問でやりますか。

○町長（石黒和彦君）

済みません。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

それでは、今1の1の御質問の答弁の中で、1の2の質問と関連しますので、1の2の御質問、専決処分の緊急性とは何かについて答弁をさせていただきます。

議会を開かず、専決処分によって予算の補正を行った理由は、今も町長から最初の御質問でお答えしたとおりですが、1つは、本年度に策定しなければならない本町の重要な計画に位置づけられている構想となり得るかの調査・研究に一刻も早く検討に入りたいという思いが1つ。それから、もう1つにつきましては、調査・研究をするために臨時職員の雇用の確保をモンテ・カセム氏の推薦する方を雇用するに当たりまして、雇用する方の前職との雇用の継続に配慮する必要から4月1日にこだわったこととございます。

御質問は専決処分の緊急性についてでございますので、もう少し補足して御説明申し上げます。

補正予算は、この構想を調査・研究をするに当たりまして、臨時職員の雇用が主なものでございます。3月18日に2名の雇用をしたいと説明させていただいた中で、臨時職員の人選や処遇を確定するに当たりまして、3月末でないと予算額の確定ができなかったことがございます。補正予算案の算定に当たりまして、提案者側との折衝や査定、任用審査などの手続上の日程を考慮しまして、その時点で時間的余裕がないと判断して、専決処分とすることをお願いしたものでございます。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

1の3番と1の4番も答えてください。お願いします。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

それでは、1の3について答弁をさせていただきます。

1の3につきましては、臨時職員の雇用方法と賃金の内容、またその根拠について答弁させていただきます。

臨時職員の任用に関しましては取扱基準を定めて運用しておりますが、当該臨時職員の雇用に関しましては特殊な専門的知識が必要なことに加えて、カセム氏との意思疎通

が要求され、公募にはなじまないと考え、カセム氏の推薦により町で査定して、地方公務員法第22条の規定により任用を決定いたしました。

また、賃金につきましては、その職務と年齢に照らして、町の職員の処遇に準じてその能力、経験から見て、同年齢の職員に準じた金額が適正と判断いたしております。

続きまして、1の4もということでございますので、1の4につきまして答弁させていただきます。

1の4につきましては、臨時職員の仕事の内容についての御質問でございます。

2カ月余りの期間で町の現状と課題の把握、カセム氏の構想を理解し、期待する効果とあわせて一般的な国際大学が住民生活に与える影響や対策、行政に求められる役割や課題を整理した上で想定される手法の基本的手続、法的・制度的根拠などの検討資料を収集、作成していただきました。以上です。

(10番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

大体この専決自体につきましては、後日専決の報告が出ますので、そのときに、一応議案の出る前の審査ということで、この専決自体は余り詳しくここではやりませんので、あしたまたやらさせていただきます。

続きまして、職員の雇用の関係ですけど、この職員は、先ほど部長が申されましたとおり、モンテ・カセムさんの推薦ですよ。そうしますと、職員自体の、南知多町臨時職員及び非常勤職員の雇用、給与等に関する取扱要綱の4条の2のほうで、職員及び臨時職員を雇用する場合は、町の広報等で募集、または町長が特に必要と認める者はその限りではないというものがありますよね。その要綱で職員は雇ったわけですか。一応、臨時職は募集という形になってはいますが、それはどうですか。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

議員のおっしゃるとおり、公募による雇用がなじまないと判断したものでございます。

(10番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

その方は、公募に及ばないと判断したのは誰が判断したのですか。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

臨時職員の雇用につきましては、年明けになってからモンテ・カセム先生のお話を聞かせていただく機会もありましたけれども、この3月に入るまでの間に、町長がぜひこの構想に対する取り組みをしたいという思いの中から、臨時職員を雇用して、この調査・研究に入りたい。その時点で、モンテ・カセム氏の構想を理解する方、それからモンテ・カセム氏の信頼をされる人材、それから国際大学等に向けて、それを理解し得る方等が必要だという特殊な事情があると考えた時点で、その時点で町長が判断して、モンテ・カセム氏からの推薦者を雇用したいというところに至ったものと考えております。

（10番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

3月18日の説明の中で、この職員につきまして、2人ということですよね。1人は、アジア太平洋大学で事務教員としておられた方、あと1人は、38歳の女性の立命館大学の関係者という方でしたよね。これは大学をつくるため、大学の研究のための職員という考え方でよろしいでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

臨時職員2名の雇用をお願いするという、この2名の内容につきましては、まずモンテ・カセム氏が提案されてみえますこの構想を、まず町が理解するために、モンテ・カセム氏の構想そのものを研究・調査していかなきゃいけないということがございます。そのモンテ・カセム氏の構想の段階で、いろいろ独立行政法人等の手法を一つの手法として提案していただいておりますので、その一つの手法をこの構想の一つの過程として想定した場合に、その調査・研究をするに当たりまして、その知識や能力のある方をモ

ンテ・カセム氏から提案していただいておりますと理解しております。

(10番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

経歴を見ますと、1人の方は福祉関係の仕事をしておる方で、あと1人の方は学校法人立命館大学に勤務されている方で、独立行政法人をつくるという、それを研究するという、今から研究するかもわかりませんが、そこらもちょっと私、わからない部分が3月18日の時点でありまして、それとずうっと今まで執行部の方々にお聞きしていましたが、その内容が全然今のところ、まだわかりませんでしたので、明確な答えをいただいておりますので、知の拠点という形ですけど、研究施設をつくりまして、大学もつくるという形ですわね。まず1番にラボ、研究所の展示場ですね。それもつくるということを言っていましたけど、そういう形の中で、この2名の方が的確かどうかという判断も、私、実はわからなかったんですけど、一応専決で4月1日からしているということで、それにつきましては、了解とは言いませんけど、やってもらわなしようがないという考え方でございましたけど、それについてどうですか。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

臨時職員の雇用の目的は、知の拠点整備構想について、具体的な検討作業をするということでございます。

その地方独立行政法人でどうですかと提案者が私のほうに示したのは、昨年11月でございました。その基本的なところは、地方独立行政法人は、その組織運用におきまして透明性があり、中立性があり、公平性がある、そういう組織をつくって、その運営に関しまして、また設立に関しまして、常に議会のチェックがあるから、それが一番形としてはいいのではないかと、そういう提案でございました。

そのような中で、地方独立行政法人とは、今まで大学が地方独立行政法人に運営方法を変えたり、病院とか、研究所とか、そういう既存のものが地方独立行政法人という形に移行したものがございましたけれども、一からつくったものは数少なくありました。ほとんどなかったに近いです。11月の時点で、私の当時の幹部のほうは、これは難しい

という評価をする中、ほとんどの地方独立行政法人は、県とか、政令指定都市とか、そういうところでできておるようなものでございまして、この小ぢやなまちでできるものであろうかというのが一番の疑問でございました。

そのような中、提案者のほうは、法律をよく読んでくださいと。できないとは書いていないじゃないかというようなサジェスションをいただきまして、そういうような案をいただきまして検討をしていくに当たりまして、確かに非常に難しいなという中で、我々小ぢやな自治体が何とかしようというときの、最初に覚書を交わしたときも、非常に困難な道だけど、まちづくりをともに一緒にやっぺいこうという中で示された提案でございましたので、その専門性、あるいは未来に向かっての創意工夫、そういうものが必要な作業でございましたから、そういうものに対して耐えられるであろうという、専門性を持った臨時職員2人を推薦していただきたい。また、その費用も先生のほうで何とかしていただきたいと。そういう中で3月18日、提案をさせていただいたものでございます。

(10番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

ということは、知の拠点に関する全般のことで職員を2人お願いしたということで、そういう理解でよろしいですか。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

地方独立行政法人を設立する書式は、もうネットでも何でも見られるようになっていまして。その中身に対して整合性を持つように、あるいは国際大学の職員でございましたので、そういう国際大学をイメージしておる形を地方独立行政法人の設立の目的の一つには、一応、大学院大学、それから研究所、あるいは授業をする施設、そのものが目的の中に網羅されておるわけで、それを形として申請書に合うような形をつくったり、あるいはそれに実体性を入れていったり、特に外国語のそういう、2カ国語ぐらい話せる人じゃないとまずいとか、いろんな要素を先生はおっしゃいました。

(10番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

3月18日に2人ということで専決をお願い、435万ですか、400万ぐらいお願いしますということで3月18日に説明を受けたんですけど、1人はいまだ来ない、1人はやめていますよね。今、帰っていますけど、その理由と、また2人を雇った一番の目的は推進ということでお聞きしていますけど、先ほど藤井君の一般質問で出ましたけど、平成26年9月12日に覚書、（仮称）「愛知未来大学」誘致を実現するために、モンテ・カセムさんと、固有名詞、こちらは使っていますんで使わせていただきますけど、南知多町長、石黒和彦は双方とも誠意を持って取り組むと確約し、ここに署名・捺印することとする。ですけど、締結するときこういう覚書がありましたけど、この覚書に対して、覚書というのは私の感覚ではどういう感覚だろうと。まさか予算措置をとるという覚書ではない。予算措置も含めて覚書ではないでしょうね。協力性という形の中で、予算措置を考えた覚書ではないでしょうね、町長。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

もちろん予算措置とか、そういう問題ではなく、1年、何とかここでやってもらえんかとか、小ぢなまちでもできる構想として提案していただけないでしょうかということで、この町をいろいろ案内させていただいた。その成果として提案者を、お互いに誠意を持って新たな南知多町をつくるということを最終目標にして頑張っていきたいと思います。それに対して、お互いに確認しましょうという、ここで、南知多町で検討するそのあかしとして理解しております。

（10番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

普通一般的に、覚書とはという文章がありますので、契約を作成する前の段階で、当事者双方の合意事項を書面にしたものや、既に契約書を補足、変更した文書という形で書いてありますが、当然、未来大学の誘致を実現するために、それぞれが協力すると

いう形の覚書が書いてありまして、この職員はそれをするための職員ですわね、きっと。未来大学はもちろん拠点の中に入っていますもんで、それと専決で一応職員の給料を6月15日に払っていますけど、6月15日に雇用の変更をしていますよね、届けを。7月31日までですわね、職員は、そうしたら。

職員の任用通知書というものです。それに対しまして、27年4月1日から27年7月31日までのやつを、27年5月15日に、任用期間を27年4月1日から27年6月14日までという形で、実際は5月31日に役場を去りまして、在宅勤務になりまして、在宅勤務という形になっていますけど、そこまでして、専決までして、その職員がやめた理由と、それと18日の説明で専決までして、こういう形で事業を行っているといういいかげんさですわね、それについてはどう思いますか。

実はこの時系列を見ますと、やめた職員と全般的に町長と教育長は最初からかかわってまして、あとの職員はなかなかプロジェクトの中には入っていないということで、それで町長に質問が集中するわけですけど、町長、そこはどう思いますか。教育長でもいいですよ。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

質問2の1で、この話はいつ、どこからあったのかとかということと関連しちゃっていいですか。

○10番（鈴木和彦君）

違う、その職員の話をしてください。どこからという話はやめて、職員がやめる話だけでいいです。

○町長（石黒和彦君）

6月14日に退職をしていただいたわけでございます。

それにつきましては、いろいろ私も稚拙なところもございました関係で、いろんな方々から、また庁内、私ども執行部の中で、このまま専門的な研究を今は続けていけるような状態でないと判断をして、労働基準法にのっとりまして宣告をして、6月14日に退職を願ったわけでございます。

（10番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

このまま研究を続けていく環境じゃないということはどういうことですか。

○議長（榎戸陵友君）

副町長、北川君。

○副町長（北川眞木夫君）

臨時職員は、おっしゃるとおり、当初7月31日までの雇用、それを変更しまして、6月14日といたしましたのは、議会、またいろんな方より、今回のこの取り組みに関して、町の3月18日の説明以降、十分な情報や説明、それから皆様に判断いただくための情報が不足しているということをお聞きいたしました。

その中で、その臨時職員はその当事者でございます。同じ庁舎内におりました。そこで、その人の雇用云々というお話を聞く環境でございました。ですから、集中して役場内で続けていただく環境ではないと判断をいたしまして、6月14日をもってやめていただいたものでございます。以上でございます。

（10番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

私が全般に言いたいのは、今、副町長の説明もありましたけど、この構想そのもの、それからこれを発表する段階、専決、始めた事業に対する準備の怠りが余りにもひど過ぎまして、この準備ですよ。例えば、関係してくる人たちにかかなりの迷惑がかかっていると思います。これは、執行部に言わせれば、町議会の皆さん方が理解されないとか、そういうことを言うかもしれませんが、現実には、専決までして人を雇って、その当時に2人ということの説明しまして、我々は町民の税金で運営しています。会社ではありません。銭もうけではありません。銭をもうける機関ではありません。

その中で、いや、そういう環境ではありません。あと1人の人は都合が悪くなりました。モンテ・カセムさんの紹介です。町長がそういう形で、自分の自己責任で臨時職員を雇用しまして、権利ですね。町長が任命すればできるという権利がありますので、募集しなくてもね。その中でしたものを、多分やめてもらうときには、当然また先ほどの雇用通知、所属長ということは、本当は課長ですけど、臨時職員等が次の各項のいずれ

かに該当する場合、離職させることができる。ただし、町長が特に認めた者はこの限りではない。その1番の退職願届があった場合、死亡した場合、65歳に達する日以降、最初の3月31日に達した場合、予定雇用期間が満了した場合、勤務実績が不良の場合、心身の故障で職務することに支障がある場合、そういうことが書いてありますけど、今回、町長にお聞きしたいのは、支障があるということでやめていただいた理由は、多分町長の任命で雇ったわけですので、町長がこれ、多分発したと思いますけど、どういう形でやめていただいたんですか。どういう話をしたんですか。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

この構想を町民の皆様、議員の皆様はどういう構想かというのを丁寧な説明をする、また中身をつくっていく、どういう方法でやるかということに関しまして、臨時職員を提案者のほうに要求をさせていただきました。そのところで推薦をして、私どもに示されたお2人の方、たまたま家庭の事情で1人しか来ていただけませんでした。その方の目的は、提案者の構想を実現したいということと提案者とともに共有したから、私どもの方のために来ていただいたわけでございます。よって、解雇となりますが、その状態を私どもが協議の上で臨時職員の方に、このような環境ではなかなか進めにくいから、一旦やめていただいてもいいですかと。非常に来ていただいた方に関してはつらい決断ですし、私にとりまして。申しわけないこととございましたけれども、提案者のほうが、今の段階ではそのほうがいだろうというふうな了解を得たもとの、1カ月の雇用の退職を願う猶予期間を法律上とりまして、それで6月14日、退職を願ったわけとございまして、あくまでも提案者の方、それから本人、その方たちとよく話した上でこの結果になったものでございます。

(10番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

この臨時雇用につきましては、3月18日の説明の中でも寄附でやるという形をとっていますけど、4月17日の時点で説明会、勉強会がありまして、そのときの説明の中で、まだまだ法的に問題がないとか、いろいろなことを弁護士と相談しているので、まだ

受け取っていないということを話していますけど、3月18日、専決する時点で、これをきっちり調べた上で臨時職員を雇ったわけではないんですか。まだその時点で、今、4月17日の時点で調べていますということを答えていますけど、それに関しては、普通4月1日に職員を、事が動きますんで、人がね。職員を雇う時点で当然調べて、裏を押さえるというのは当たり前だと思いますけど、それに関しては、4月17日の答弁は私は信じられなかったんですけど、まだ弁護士等で法律を調べています。これ、当然寄附が来る来んは別としまして、専決した分は町の一般財源からですので、それについてはどうですか。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

議員のおっしゃるとおり、3月18日の説明、4月の説明につきまして、寄附の受け入れについて、この構想に要する定義について寄附で賄うということで進めてまいりましたことをございます。

3月18日の時点で、この寄附についての受け入れでいくという時点では、この提案者のほうのモンテ・カセム氏を支援する方のほうからそういうお話をいただいている段階で、その寄附をいただくというところまでの確認でして、そこに受け入れの方法とか、それからこの受け入れの方法というのは一般の寄附としていただけるとか、そういう寄附の仕方等についても法的な根拠までは3月の時点では詳しく調査していなかった段階だと思います。

（10番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

部長に聞きますけど、4月1日に専決をして、職員を、やっぱり来ましたわね。契約はいつでしたっけ、職員と。

3月23日に契約していますわね。職員の任用通知確認書というものですけど、3月23日に出していますわね。その臨時職員ですよ、通知書を出していますわね。そのときに通知書を出したときにきちっと、まだそのときは弁護士には確認していなかったんですわね。

それと、4月17日にやったということは、3月23日には確認がなかったということで、それで職員を受け入れたということですね。法的なことは確認していなかったということですね。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

その時点では、法的な寄附の受け入れに関する確認はしておりません。

○議長（榎戸陵友君）

ちょっと皆さんにお諮りします。

12時になりましたので、時間ですけれども、この1番の質問だけやらせていただきますけれどもよろしいですか。

（「やったほうがいいよ。終わりまでやり」と呼ぶ者あり）

2番までやりますか。議員の皆さんはどうですか。2番までやっていいですか。

（「いいです」と呼ぶ者あり）

じゃあ、御了解いただきましたので、2番まで。

（10番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

本当に時系列と持ち出しましたものを見ても、職員がかかわっているのが去年の10月23日からですので、かかわっているのがですよ。プロジェクトチームの設置をしてかかわっているのが去年の10月、その前に町長だとか、いろいろ個人的に上の人たちはずうっとかかわってきているわけですから、2年間ね。

町長は現実に、私がお聞きしたときに、この計画は、私が2年間したための計画だということを私と議長と藤井さんとお伺いしたときにそう言ったはずですけど、余りにも4月1日に実施した時点で準備がなされていなかったというのと、それと、これだったら何でもう少し早くから、ここに時系列がありますけど、3月2日の時点で職員の雇用ということが出てきていますわね、企業誘致まちづくり意見交換会というところで。それで、議会の最終日は3月18日ですわ。私たちに説明したのも議会の最終日、3月18日でしたね。あれだけの説明ができて、専決しますというのに、何で3月18日に追加議案

で出せなかったのかということ、そこらはどうですか。

あれだけの説明で準備は十分できたんですけど、その前に町長は4月17日の答弁の中で、私たちが何回も、4回聞いたってわからなくて、きちっと何回も聞いて、議員の皆様にも説明しているのに遅くなりましたということはありませんね。それと4月17日の勉強会で、それに対して、議員さんにあの紙切れ1枚、あの説明1時間、勉強会1時間でわかれ、専決する事業、人や臨時職員を雇用する、それ、ちょっとおかしいと思いましたけど、その部分で時間はありませんので、2番に行きますので、行ってください。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

質問2の1、知の拠点整備構想の話はいつ、どこからあったのかにつきまして答弁させていただきます。

平成25年の7月に、当時、愛知県議会議員の方を通じまして、東北で持ち上がった国際大学招致の構想と連動して、愛知でも進めようとする動きがあることを知りました。そして、その後9月に、その年だから平成25年ですね、構想の提案者であるモンテ・カセム氏が本庁を訪れていただきまして、直接、愛知県で国際大学を招致したい、そういう考えを持っておりますということをお聞きいたしました。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

それでは2の2、2の3についても一緒によろしいですか。

○10番（鈴川和彦君）

はい。

○企画部長（林 昭利君）

それでは、私のほうから御質問の2の2、寄附金の状況について答弁させていただきます。

寄附金につきましては、4月の初めに2,000万円を受け入れる段取りで整ってございましたけれども、全額の受け取りについては慎重にすべきと判断し、寄附の申し出者の了解を得て、収納を見合わせていました。その後、6月12日に200万円の寄附を受け入れております。この額は、これまで町がこの構想の検討のために実際に支出した額を超え

る金額であります。

なお、この本町での構想が進むようなら、現時点では寄附を継続する意思があることをお聞きしております。

次に御質問2の3、防災技術研究施設とはどのような施設で、どこまで進んでいるのかについて答弁させていただきます。

この構想につきましては、技術系の国際大学を核として、この地域の人口、産業、防災などの課題克服につなげていこうとするものでございます。地震、津波などのリスクを抱えた町の現状に照らして、将来のまちづくりに貢献できる分野として防災・減災技術を研究する施設だと考えております。

このように御説明申し上げましたが、まだ提案されている段階ですので、その具体的な部分についての検討は今後の課題と捉えております。

以上で説明を終わります。

(10番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

1の答えですけど、県議会議員と言いましたけど、これにつきましては、3月の時点から、私は、いつ、どこの話ですかということをやっていますわね。3月18日の説明のときから言っています、例えば県議会議員の中で誘致委員会だとか、そういう誘致委員会はありましたんでしょうか。

全然、例えば県議会議員でも、私がお聞きしているところによりますと数名しか知らないということでしたけど、県議会議員の中です。その当時に阿久比町、豊田とうちが手を挙げたという話もありまして、うちが選定されたという話も3月18日の説明の時点ではありましたけど、この話に関して、県と国は全然タッチはしていないんでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

ことしの6月11日の中日新聞が時系列的には正しいと思っております。

この構想のそもそもの生まれたところは、東北の気仙地区でございます。そこでその

とき、復興の一つのあかしとして大学が欲しいなという民間の方たちと、それとそれを手助けしたいというモンテ・カセム氏と、そこで自分も防災・減災の技術を持って貢献したいという企業と、その3つができ上がった民間の組織でございます。そこへ愛知県の県議会議員の方がたまたま視察をした段階で知り合いました、愛知県にも国際大学が欲しいねという中で、たまたま向こうで条件がいろいろ困難なことが多くて、それで愛知県でもつくりたいということもありまして、モンテ・カセム氏がたまたま愛知県に住んでおりましたので、そういう流れで、愛知県で先に検討してから、その成果を東北と連携をとりながらやろうというふうに、単純に言えば、そういうふうにお聞きしております。

ですから、今の2の1の答えの中で、もともと平成25年の7月にその県議会議員の方が南知多町にお越しになったときに、こういう話がありますよということをお聞きしたのがきっかけで、9月17日だったか、初めてこの町に提案者がお越しいただいたときに、そういうことで私たちは考えていると。そういうのが時系列的な流れで、そこから1年たってから先ほどの覚書という形で、ここでやりますよということをあかしをしてくれたということでございます。

(10番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

もう1つ、知の拠点のほうの防災研究施設ですね。ラボをつくると言われていて、先ほど藤井議員のほうから質問がありまして、土地の問題がありまして、豊丘矢倉にとか何とかという土地ですけど、その土地につきましては、平成26年の10月16日に開発現地の打ち合わせをしていますわね。役場の職員もそこへ出ていますし、今、先ほどの企画部長の話は民間の取引ですという、民間でというふうに言いましたけど、当然町は説明しただけですね。中へ入ったということはない、この土地を説明、この中にいろいろな方が出ていますが、そういうことですね。

それと、10月23日に企業誘致打ち合わせ、プロジェクトチームの設置ということがありますが、プロジェクトチーム、私たちは全然話が、執行部の方々の中でやったと思いますけど、その土地の話をして、寄附をくれるという人の関連会社ですね、その会社は最終的には買ったんですけど、動いていますけど、その中で、町長、先ほど藤井

さんの質問にもありましたように、町長の身内の方が不動産屋と、それから測量屋さんをやっていますけど、その中で、民間がやることだで知りませんという。どういう経緯でその人たちがやった。例えば、土地を買った人と中へ入った人が、その人たちも多分不動産屋さんも、それから測量屋さんもこの話を知らないと思うんですわね。土地を買った人がそっちへ話を持っていったんですか。どういう経緯でその人たちがやったか、町長は全然知りませんか。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

済みません、もう一度質問のを。

○10番（鈴木和彦君）

先ほど民間の取引ですので町は一切関係ありませんという言い方をしましたけど、一応そういうことですね。町長の身内がやったということに関してはそういう答えでしたね、藤井さん。そういう答えだと思っていますけど、その人たちが不動産屋さんと測量屋さんへ個人的に申し込んだわけですよ、土地を買った人が。町長は全然知らないところで個人的に買った人たち、売買した人たちだけが、たまたま町長の身内にやっただけの話ですか。そこをちょっと教えてください。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

先ほど答えて、金額を知らないとか、そういうことですか。

○10番（鈴木和彦君）

いや、金額じゃなしに……。

○町長（石黒和彦君）

私がそういうことを頼んだ……。

○10番（鈴木和彦君）

情報として。

○町長（石黒和彦君）

そういうことはございません。

（10番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

町長これ、変なことをつついて悪いんですけど、2014年の10月16日に、不動産屋から買った寄附をくれる方が、企画部企画課南知多町企業誘致プロジェクトの相談役に任命されていますわね。それは間違いありませんか。

○議長（榎戸陵友君）

企画課長、田中君。

○企画課長（田中嘉久君）

昨年の10月16日、この日に今言われた方がこちらのほうに見えました。そこで、この方の南知多町での企業展開のお話をお聞きしました。これによって、南知多町のほうの産業の振興、あるいは企業の誘致、こういったような効果が見込める計画じゃないかということで、この方の計画をお聞きしたいということで、ここでプロジェクトのほうが立ち上がりました。こういう経過になります。

（10番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

はい。

○10番（鈴川和彦君）

そのプロジェクトの相談役の人が土地を買っているわけですよ、あそこの土地を。

○議長（榎戸陵友君）

企画課長、田中君。

○企画課長（田中嘉久君）

議員の言われるとおりでございます。

そして、この方の構想をお聞きして、町の企業の振興、経済的な振興、こちらのほうを図れるのではないかとということで、こういった目的を持ってこのプロジェクトのほうで立ち上がりまして、そして、そこでこの方の御意見をお聞きするために、このときにはアドバイザーとか、顧問とか、そういうようなことで参加をお願いしたということになっております。

（10番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

10番、鈴川君。

○10番（鈴川和彦君）

防災技術研究所をつくるということで、知の拠点もつくる、大学もつくるから、知の拠点の中に防災施設という意味では、幾ら大学を、最終的には誘致するという計画だと思いますけど、その中に独立行政法人が入っているから独立行政法人をつくっていますけど、この間の11日の新聞その他で町長の話がありましたけど、まずは防災施設研究所をつくる、そういう形でありましたね。それをつくるのに独立行政法人、まずは抜きで、独立行政法人というのはつくと、知の拠点全体の形でいきますと、独立行政法人抜きでは多分やれませんが、独立行政法人そのものはなかなか、私が言いますのは、ひょっとして200億、300億になりますと、なかなか77億の町の予算ではマイナスになると、これ、うちが補充せなならんようになってくるんですね、そういう形でまた。これ、3月18日と4月の説明でありましたけど、大学ができたなら、大学の運営委員をこの独立行政法人南知多何とか機構は関知しませんよと、そんなわけには多分いかんと思いますので、寄附の受け皿ですと先ほど言いましたけど、時間がありませんので、何にしてもこの事業そのものは準備不足ですし、町の公金を使うのに、寄附でやるといったところが全部町の公金を、一旦町へ入れて公金でやるということで、それと話の内容が余りにもずさん過ぎて、進め方もずさん過ぎて、今ここへ来て、専決までやった職員をはやして、2人が1人になって、その1人の人も返して、その理由がやる状況じゃないと。状況じゃないということは本当におかしな話でありまして、それぐらい返さんで、私はこれをやりますとって突っ切るぐらいの覚悟と計画性が町長を含めた執行部の皆さん、これをやる連中に覚悟があったのかということをお聞きしたいので、この質問を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

以上で鈴川和彦君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。休憩は1時半までといたします。

〔 休憩 12時21分 〕

〔 再開 13時30分 〕

○議長（榎戸陵友君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、3番、高原典之君。

○3番（高原典之君）

議長のお許しを得まして、壇上よりの一般質問をさせていただきます。

1. 知の拠点整備構想の推進方針について。

ことし3月、町から知の拠点整備構想についての概要説明を受けました。

構想の進め方については、さらなる調査・研究を要するとのことであり、未確定な部分も多いとの説明ではありましたが、防災技術を初めとした先端的産業技術の集積と、国際大学または大学院大学の招致を連携して進め、この地域の発展に結びつけていこうという考え方、これには強い関心を私は持ちました。

人口減少がとまらず、産業の活性化や地域の生活環境整備など、山ほどの課題を抱えながら、地理条件や財政基盤の弱さから十分な対策をとれないでいる本町の現状を考えれば、この構想の実現性をぜひ検討してもらいたいという気持ちがあります。

一方で、国際大学の招致は多くの海外留学生の受け入れを意味し、外国語への対応や異文化との共存が必要と考えます。国際化と多文化共生社会への住民の理解、協力が不可欠であることから、町民を巻き込んだ情報共有と議論が求められると思います。

そこで、知の拠点整備構想について、以下の質問をさせていただきます。難しい話になるので、わかりやすい言葉で答弁をお願いしたいと思います。

1. 知の拠点整備構想の全体像はどういうものでしょうか。

2. この構想の提案者は、どういう実績を持っていらっしゃる方でしょうか。

3. 東北地方でも同様の構想があると伺っていますが、本町の構想との関係というのはどういったものでしょうか。

4. 財政力のない本町で、このような壮大な構想が実現できる可能性というのは、あるのでしょうか。

5. 本町がこの構想の候補地となったのは、一体なぜだとお考えでしょうか。

6. 国際大学のイメージとしての実例はありますか。また、そこでの地域への影響と効果、これはどういうものでしょうか。

7. この構想実現に向けて、どのような手法が提案されているのでしょうか。

8. この構想に対して、町として期待する効果について、どう考えてみえますでしょうか。

9. この構想の意義と今後の推進について、町長のお考えはどのようなふうに考えてみえますでしょうか。

以上の質問をさせていただきます。

再質問については、自席にて行いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

それでは、知の拠点整備構想の全体像はどういうものかについて、答弁させていただきます。

本町は、50年以上にわたります人口減少の末、昨年、日本創成会議・人口減少問題検討分科会におきまして、消滅可能性都市の一つと指摘されました。

また、平成25年には南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定され、翌年、愛知県防災会議により公表された、愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果では、本町の最大震度は7、最大津波高9.5メートル、倒壊建物8,300棟、死者は1,800人に上る被害が予測されるなど、災害に対する危機感が高まっております。

知の拠点整備構想は、本格的な国際大学の招致と防災、減災技術を初めとした先端技術の研究施設の誘致を核としています。これらの施設ができることによって、直接的な経済波及効果、地域の活性化とともに、人口減少や防災、減災といった本町の抱える大きな課題の克服にも生かしていけるものだと思っております。

国際大学や研究施設を誘致し、それを地域の発展と住民生活の向上に結びつけていこうとするのが、今提案されている知の拠点整備構想の全体像だと捉えております。

それでは続きまして、次に御質問1の2、この構想の提案者はどういう実績を持つのかにつきまして答弁させていただきます。

この構想は、2000年に国際大学として開学しました立命館アジア太平洋大学の元学長で、学校法人立命館副総長、総長特別補佐などを歴任されてきましたモンテ・カセム氏により提案されたものでございます。

モンテ・カセム氏は、スリランカの出身で、2004年から2009年までアジア太平洋大学の第2代学長として手腕を振るった方でございます。また、国連地域開発センター主任研究員などの経歴があり、グローバル人材育成や国際的産学連携に取り組んでおられます。特に、日本とアジアの国際的な大学の協働連携につきましては、大きな影響力を持つ先駆者だと聞いております。現在は、立命館大学の評議員や理事補佐、立命館大学国際平和ミュージアム館長を務められてみえるほか、理事として複数の大学の運営にもかかわっておられます。

それでは続きまして、次に御質問 1 の 3、東北地方での構想と本町の構想についての関係について答弁させていただきます。

もともとこの構想は、東日本大震災の被災地、東北地方の気仙地域で復興のまちづくりや復興後の未来を支える人づくりに向けて、気仙地区への大学創設、誘致を目指して「気仙未来大学招致委員会」を設立したことに始まります。この取り組みを産業技術の集積地である愛知との連携によって進めようとする動きの中で、国際空港に近いことや大都市への交通アクセス、自然環境、文化度、地域産業の状況などから南知多町が候補地として浮上したものでございます。

(3 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

3 番、高原君。

○3 番（高原典之君）

そのような実績のある大変御高名なモンテ・カセム先生は、なぜ東北の被災地にこんなにも貢献をしてくるという考えだったのか、その辺をわかっているところだけ教えていただきたいんですけどお願いします。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

モンテ・カセム氏の被災地に貢献しようとする思いについて御答弁させていただきます。

発案者であるモンテ・カセム氏は、43年前に日本に来て、気仙地域で研究活動を通じて、ここで自分が育てられたと語ってみえます。立命館大学で教員となった後も、気仙地域で現地で多くの人の協力を得て、学生を育てられてこられたと聞いています。

そこで、4年前の東日本大震災において、多くの親しい人たち、かつて協力してくれた仲間を失ってしまい、被災地の復興のために自分のできることは何かと考えているときに、地元から大学をつくってほしいと言われて聞いております。

カセム氏が被災地の復興のために大学を核とした知の拠点づくりを目指す背景には、このような過去の関係があり、気仙地域の方に報いようとする気持ちからだと思っております。

次に御質問 1 の 4、財政力のない本町で、この構想の実現性について答弁させていた

だきます。

この構想は、財政基盤の弱い小規模な自治体が、主体的に地域の未来創造に取り組むことを目指して発案されたもので、本町の財政に過度の負担を強いることなく進めることを前提としております。

この構想は、本町に経済的効果や人口面での効果を期待できますが、同時に東北の被災地との連携を通じて、その復興に貢献できる事業となり得ます。また、防災、減災などの安全・安心技術の向上は、災害の脅威にさらされる本町の防災に役立つことが期待されますが、同時に、我が国の新しい産業の創出にもつながり、国土の強靱化や技術立国の推進に役立つものと考えられます。さらに、日本に数少ない本格的な国際大学ができれば、日本国内の若者のグローバル人材の育成だけでなく、アジアを初めとした国々の若者を育て、経済の発展に寄与するものとなると考えております。

そのほかにも、国の目指す訪日観光客などの拡大や、中部国際空港の利用促進、地域の国際化や1次産業を含む産業の海外展開の促進などにも効果が期待できます。この構想は、このような広い目的を持って発案されております。

その効果は、我が町、この地方のみならず、この地域とつながる日本全国、世界の国々に及ぶものと考えております。それゆえに、この構想を実現するためには、国内外の広い連携や協力のもと、我が町の財政的制約の範囲の中でも実現可能性が高い構想として提案されたものでございます。

次に御質問1の5、本町がこの構想の候補地となったのはなぜかについて答弁させていただきます。

この構想は、東北気仙地区で始まりましたが、復興事業に追われる現地では、残念ながら実現に向けた活動は停滞していると聞いております。そのような状況の中で、すぐれた産業技術の集積する愛知に注目され、国際空港に近く、アクセス環境にも恵まれた南知多が候補地として浮上いたしました。また、沿岸域で災害予防が厳しく、高齢者が多く若者の流出が多い、有力な産業誘致が難しい、このような南知多町の特性につきましては、気仙地区との類似性が極めて高く、共有する問題意識に近いものがあります。このことがなければ、この着想は南知多町に提案されることはなかったと考えております。

(3番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

3番、高原君。

○3番（高原典之君）

モンテ・カセム氏は、実際にこの南知多町に来られて、南知多町の状況というか、それをくまなく視察されて、それで、ここがいいというふうに使われたのか、ただ単に南知多町が手を挙げたから、手を挙げたところでやってもらおうというふうになったのか、その辺はどうお考えですか。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

カセム氏につきましては、一昨年から幾度もこの町を訪れてみえまして、現地を見て、交通条件などのほかにも、本町の海に面した自然環境や、独自性豊かな文化、それから農・漁業などのしっかりした地場産業の状況などを確認した上で、この地域に根差した大学を目指す候補地として、本町を捉えてみえると考えております。

次に御質問1の6、国際大学のイメージとしての実例と、地域への影響と効果について答弁させていただきます。

国外留学生が半数を占めるような本格的な国際大学の例としては、2000年、平成12年でございますが、大分県別府市に開学しました立命館アジア太平洋大学があります。大分県の検証によりますと、この大学の開学による経済波及効果は年間200億円、地元別府市での人口面での効果は6,000人を超えるとしています。本町の場合、招致する大学の規模にもよりますが、大学・大学院を合わせると数千人規模に上る人口の増加の効果があり、町内、周辺への非常に大きな経済効果が期待されます。

国際大学の招致により、地域への大きな経済効果などが期待できる反面、さまざまな問題も予想されます。例えば、学生の暮らす下宿、アパートの整備やあっせん、日用品の購入店舗や買い物の交通手段の確保、アルバイト先や公共機関窓口など、あらゆる面で外国語や外国語表記への対応が求められます。また、留学生にはごみ出しなどの日常生活ルールや社会習慣の習得などが求められますが、逆に、住民側にも多彩な外国文化や習慣との共存のための理解が必要になります。知の拠点構想の中で、地域の受ける人口移入や経済効果を一過性のものとせず、相乗効果や持続性をもたらす仕組みが必要になるとともに、外国語対応や外国のさまざまな文化と調和、共生していける社会をつくっていくことが必要になると考えております。

(3番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

3番、高原君。

○3番（高原典之君）

今の答弁で、大変南知多町全体の文化度が高くなることが期待しなければなりません
が、心配も幾つかあります。今の大学経営は、日本全国どこをとっても大変少子化の影
響もあって厳しいということを言われていますが、本当にこの経営に対して不安はない
のでしょうか。それと、カセム氏には、本当にそのような大学をつくることはできるの
かどうか私は心配なんですけれども、どうお考えでしょうか、お答えください。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

まず、2つ御質問いただいておりますので、大学の経営に不安はないのかという御質
問でございます。

日本には、約700を超える短大以上の高等教育機関があると見られますが、その過半
数で欠員のある学部を抱えていると言われております。競争力のない大学は学生を集め
られず、経営に不安を抱えている状況にあります。実力があり、すぐれた学生を集め
られる大学は、むしろ競争力を強化し、フィールドを国内から国外に広げて、入学希望
者を集めております。これからの大学経営は、海外から優秀な留学生を集められる、世
界に対して主張できる大学をつくるのがポイントとなると考えております。

もう1つの質問、カセム氏には、そのような大学をつくることのできるのかという御
質問でございます。

現在、いろいろな企業はグローバルな人材を求めておりまして、国内の大学はいずれ
グローバル化に対応しなければならないと思っております。また、国内の学生を対象と
した大学には、必ずしも本町の立地条件は恵まれているとは言えない状況でございます。

本格的な国際大学を想定したとき、まだ、その可能性には未知数のところがあります
が、モンテ・カセム氏は、その経験や実績、信用などからも間違いなく有力な協力者で
あり、彼の協力なしにこの構想の実現はないと考えております。以上です。

次に、御質問1の7、この構想の実現に向けてどのような手法が提案されているのか
について答弁させていただきます。

この構想は、財政基盤の弱い本町が主体的に地域の未来創造に取り組むことのできる手法として、地方独立行政法人の設立を提案されています。

地方独立行政法人は、町とは独立したものですが、公平、中立、透明性を備えた団体であり、設立時に議会の議決を要するほか、中期目標を議会の議決を経て町が定め、各年度の評価結果や事業報告を議会に報告するなど、常に町や議会が関与していくこととなります。

人口減少、産業衰退等、町の課題克服のために必要な役割を担うことを、この地方独立行政法人には期待しておりますが、この構想のもたらす地域への影響と効果の検討と合わせて、この手法の可否についても十分検討する必要があると考えております。

(3番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

3番、高原君。

○3番（高原典之君）

大学の経営というのは、大変お金がかかるものだというのを伺っていますが、大学というのは町が経営するのか、大学と町とのかかわりというのはどうなるのでしょうか。教えていただきたいと思います。

○議長（榎戸陵友君）

企画部長、林君。

○企画部長（林 昭利君）

それでは、大学を町が経営することになるのかという御質問でございます。

地方独立行政法人の目的には、現段階では大学招致に関することが入ると考えております。しかし、大学運営は、別に設立または招致された学校法人が行うことになり、町や独立行政法人は、直接その運営にかかわることはないと考えております。

次に御質問1の8、町としてこの構想に期待する効果は何かについて答弁させていただきます。

この構想の実現は、本町の産業や地域社会の活性化、グローバルな人材の育成、交流人口の拡大などに広く効果が期待できると考えております。

中でも、本町は町村合併以来人口減少が続き、特に近年の若者や子供の数の減少は深刻でございます。平成26年には、日本創成会議・人口減少問題検討分科会におきまして、消滅可能性都市の一つと指摘されております。また、南海トラフを震源域とする大地震

や津波へのリスクが高まる中、本町は、平成25年に南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定を受けております。国際大学や防災、減災技術研究施設の設置に伴う経済波及効果のほかにも、このような本町の抱える人口減少問題の克服や、安全・安心なまちづくりへの効果を期待するものでございます。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

町長への質問ということでございますので、私から答えさせていただきます。

何度も何度も企画部長から答弁させていただきましたが、合併以来50年を超えて、私どもの南知多町は人口の減少が続けているということにつきましては、議員も御承知のことだと思います。今この年に地方創生ということが言われておりますけれども、今の生活を大切に充実していきながらも、未来に向けて何か抜本的な考えを推奨しないといけないと、まずそういう時期であると思っておるわけでございます。

今回、私、これで2期目に入りまして5年目でございます。ちょうど町長にさせていただいた年の国勢調査が、ことし5年目を迎えます。南知多町総合計画の最終年度であります平成32年、そのときの人口目標は1万9,000人に設定してございましたが、今この半分のときに、今年度その数値が切られようとしているわけでございます。そういう中、モンテ・カセム氏の提案は、座って待っておっちゃいかんと、何とか厳しくても小さな一歩を自分の力で歩むべきじゃないかと、そうおっしゃられまして、自分の力で少しずつでもいいから歩いていく、そのきっかけをいただいたと私は思っておりまして、それが議員の質問の意義と言えれば意義であると思っております。

私は、この町を変えること、人口減少を何とか抑えようということをして2期目も引き続き皆様に公約をさせていただきました。そして、未来に向けての挑戦をするといったことをこれまでの選挙で皆様に約束をいたしました。そのような中でございますので、このモンテさんの構想を、何度も言いましたが私たちの町の構想に変えて、そして町民の皆様、議員の皆様方に私たちの町の一つの未来の姿をぜひ提案したい。そのために提案した後、さきの質問にもございましたが、私の進退をかけて挑戦していくということが進むべき道だと考えております。

○議長（榎戸陵友君）

以上で高原典之君の一般質問を終了いたします。

次に、7番、吉原一治君。

○7番（吉原一治君）

それでは議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1番、都市計画事業基金の活用について質問させていただきます。

人口の減少が続いている南知多町の税収は、毎年減少の傾向にあります。

平成10年度の町税収入額の決算額は32億6,000万円に対し、平成25年度は24億1,000万となっており、この15年間で8億円以上の税収が減っています。行政需要はますますふえる一方で、町税等の自主財源を確保することは年々厳しさを増しています。

このような状況のもとで、町の財政は慢性的な財源不足に陥っています。この不足を埋めるため、財政調整基金の取り崩しを続けている状況です。人口減少や地震、津波対策を初め、少子化や公共施設の老朽化などの課題を抱えながら、財政的な制約から有効な事業を打ち出せぬ本町の現状があります。

このような中、都市計画税として徴収した税金が都市計画事業基金として積み立てております。その額は現在およそ9億円あります。

今後、産業の衰退を防ぎ、地域の元気が出る施策に積極的に財源を振り向けるためにも、この基金を使っていくことを考えてはどうでしょうか。

そこで、以下の質問をします。

- 1番です。都市計画事業基金の設置目的は何か。また、その残高の推移はどうか。
2. これまでの基金は、どのように活用されてきたか。
3. 今後、基金の活用方法を考えているか。

次に大きい2番です。

豊浜地区の活性化と町体育館の取り壊し後の跡地利用等についてです。

豊浜地区は、漁港を中心とした活気ある漁業の町ですが、人口の減少が続き、そのにぎわいが失われつつあります。公共的施設の老朽化が進み、地域住民の交流の場の整備も進んでいません。子育て中の親子や高齢者の方の憩いの場の整備もおくれているように思います。

平成26年度に、内海地区にある老朽化した町民会館体育館の解体、撤去が行われましたが、このような老朽施設はまだ町内には幾つもあります。豊浜の堀奥にある町体育館もその一つです。また、隣接する町公民館もまた老朽化が進んでおります。

平成27年度の予算で町体育館の解体工事が予定されています。解体、撤去後のこの土

地を地域の活性化のために活用すること及び隣接する町公民館との連携等について、以下の質問をします。

1. 町体育館の解体工事の進捗状況はどうか。
2. 解体後、利用できる土地の面積、用途の規制はどうか。
3. 撤去後の跡地の利用方法はどのように考えているか。また、隣接する町公民館の今後の整備予定はどうか。以上です。再質問は、自席にて大きな質問ごとにまとめて行いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、質問事項1の都市計画事業基金の活用について、(1)から(3)まで答弁させていただきます。

まず御質問1の1、都市計画事業基金の設置目的は何か。また、その残高の推移はどうかについて答弁させていただきます。

都市計画事業基金は、地方税法上目的税として位置づけられております都市計画税の余剰金を積み立てたもので、平成9年度に設置したものであります。都市計画税の使い道については、地方税法に都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるという規定があります。そのため、基金の設置目的は、都市計画税の目的と同様に、都市計画事業及び土地区画整理事業の促進を図るための積立金でございます。

残高の推移であります。平成9年度の基金残高は2億4,202万9,000円でありました。平成14年度に9億9,667万3,000円でピークとなり、その後、平成15年度から都市計画税を課税停止としましたので税収が減り、毎年少しずつ減となっております。

平成26年度末現在高は9億1,783万8,000円で、25年度残高より137万8,600円減少しました。減少した理由は、基金運用による利子の増加分と都市計画事業の地方債元利償還金に充当したことによる減額分の相殺であります。

次に、御質問1の2、これまでこの基金はどのように活用されてきたかについて答弁させていただきます。

都市計画事業基金につきましては、平成9年度から平成26年度まで、都市計画事業の地方債の元利償還金に1億3,080万円、市街地開発事業に3,790万7,000円、都市公園整

備事業に1億6,497万6,000円、合計で3億3,368万3,000円を事業に充当いたしました。

次に御質問1の3、今後この基金の活用方法を考えているかについて答弁させていただきます。

都市計画基金の使途については、都市計画税の使い道であります都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または都市区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるという規定がございます。都市計画法に基づいて行う都市計画事業とは、都市計画法第59条の規定による知事の認可または承認を受けて行われる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいいます。したがって、都市計画施設の建設や既存施設の更新、改良であっても、知事の事業認可が必要となります。

また、この事業認可を受けるためには、その事業が都市計画マスタープランに即した事業であり、将来のまちづくりにとって必要なものか、妥当なものか十分に検討した上で町の都市計画決定をする必要があります。

活用方法につきましては、都市計画税の目的に沿ったどのような事業に活用できるか、県とも協議をしながら検討していきたいと考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長(榎戸陵友君)

7番、吉原君。

○7番(吉原一治君)

都市計画税は、どういう人にどのような方法で課税されたものですか。課税されたのは、地区の名前を言うとどの地区が該当するかもお願いします。

○議長(榎戸陵友君)

総務部長、大岩君。

○総務部長(大岩良三君)

都市計画税はどのような目的で、どういう人に課税されたかという御質問でございますが、本町におきましては、下水道整備事業、公園整備事業及び土地区画整理事業などの都市計画事業の推進に当たりまして、その財源確保のため平成9年度に都市計画税を導入させていただいたものでございます。

納税義務者は、都市計画区域のうち市街化区域内に所存する土地及び家屋に対して、その価格を課税標準として当該土地及び家屋の所有者に課税をいたしました。この市街化区域内でございますけれども、大字でいきますと内海、山海、豊浜、大井、片名、師

崎の地区が市街化区域に入っておりますので、その中で市街化調整区域もございますけれども、その中の市街化区域内にある該当土地の所有者に課税をさせていただいております。

(7番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

今後下水道事業を実施して、その財源に充てることなく可能性のあるその考え、考えといえますか将来下水道に備えたものを持っておくものですか、いかがですか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

先ほども答弁させていただきましたけれども、この都市計画事業基金につきましては、地方税上目的税として位置づけられておりますので、その用途につきましては、目的にそういう形で限られております。先ほど公共下水道事業が町の方針として事業を再開するということになれば、その財源に都市計画利用基金を充用することは可能と考えております。

(7番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

土地計画事業基金の使い道ですが、都市計画事業というのは、具体的にはどういう事業がありますか。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

先ほど総務部長からも答弁させていただきましたが、都市計画税の余剰金を積み立てたこの基金の用途は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるためと規定されております。また都市計画法に基づいて行う都市計画事業は、知事の認可を受けて行われる都市計画施

設の整備に関する事業及び市街地開発事業とされております。

この都市計画施設の整備に関する事業とは、都市計画において定められた都市施設の整備に関する事業をいうもので、都市計画マスタープランなどに位置づけられました都市計画道路、都市計画公園、下水道などの整備事業でございます。一方、これらの施設でも補修、点検、修繕、清掃などの維持管理的なものについては使うことができません。都市計画基金の使い道についてはなかなか厳しい状況ではありますが、慎重に検討していきたいと思っております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

ありがとうございます。

この基金の活用の見込みがない場合、納税者に返還することもあり得ると考えていいのでしょうか。最近、使わなかったら返してほしいという声も私のほうへよく来ます。返せなかったら使い道の提案をしてはどうかと思いますが、この辺いかがでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

この基金の活用の見込みがない場合は、納税者に返還することもどうなんだということでございますけれども、先ほども答弁させていただきましたけれども、都市計画税の余剰金を積み立てていくのがこの基金でございます。その用途につきましては、先ほども言いましたが、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整備法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるためと規定されておりますので、そのため納税者にこの基金の積立金を返還することはありません。

(7番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

そういうことですが、一般の人はなかなか理解できません。返せないなら使い道を提案してはどうかと思いますが、町のほうとしても、これは慎重に考えてもらわないかん

問題だと思います。いかがですか。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

議員のおっしゃるとおり、この使い道につきましては、検討していかなければならないと考えております。よろしく申し上げます。

（7番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

例えば、この基金を老朽化して使用できない状況の公共施設などの取り崩しや建てかえに充てることはだめなんですか。だめだと思いますけど、一応お聞きしたいと思います。いかがですか。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

老朽化して使用できない状態の公共施設などの取り壊しにつきましては、先ほども説明させていただきましたが、知事の認可をもって都市計画施設という形になりますので、都市施設の整備には含まれませんので充てることはできません。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

じゃあ、知事の許可がおりれば大丈夫ということですか。どうですか。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

知事の許可がおりればできるのかという御質問でございますが、当然知事の許可が必要ということがございますが、まず都市計画施設としての位置づけ、これが一番重要なことでございます。今議員がおっしゃる老朽化した公共施設の取り壊し、新設につま

して、都市施設としての位置づけができることが一番と考えておりますが、今言えることはなかなか厳しいとしか言えません。以上です。

(7 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

7 番、吉原君。

○7 番（吉原一治君）

それでは 2 番のほうお願いします。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問の大きな 2 番を一括して答弁させていただきます。

まず、御質問 2 の 1 の解体工事の進捗状況ですが、本年 4 月 1 日付で設計監理の契約を結び、現在実施設計書を作成していただいているところでございます。予定としましては、7 月 29 日に解体工事を入札にかけ、工事業者の決定後、工事に入っていく予定です。工期は、来年の 1 月 15 日までを予定しております。

次に、御質問 2 の 2 の土地の面積、用途の規制でございますが、町体育館の建っている土地は、大字豊浜字堀奥 67 番 1 で、面積は 681 平方メートルです。土地の規制につきましては、市街地化区域で第 1 種住居地域です。

最後の御質問 2 の 3 でございますが、跡地の利用方法、町公民館の整備予定につきましては、跡地の利用方法としまして、町公民館利用者の駐車場として利用していく予定でございます。町公民館の利用者は、車で来る方がほとんどであり、現在の駐車場では狭く、利用者の利便を考えますと、駐車場として利用することが最適であると考えております。

また、町公民館には豊浜地区の事務局、町文化協会の事務局、豊浜まちづくり会の事務局などが入っております。今後しばらくはこのままの利用を考えております。施設の整備につきましても、悪いところは修繕しながら使っていくという考えでございます。以上でございます。

(7 番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

7 番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

ありがとうございます。

豊浜の地区では、地域の年寄りが集まるサロンのような場所が余りないんですね。豊浜でもある区ではあるところがありますが、ない区が多いのであります。そこで、美浜や武豊の町では年食った人が楽しんでいる様子がよくテレビ何かで見られます。そうしたテレビを見たときに、私そう思うんですね、何で豊浜にそういうもんはできないのかなあと、今ある区民館でも老朽化して人が集まるような状況じゃございませんので、そうしたことをぜひ実現したらいいなと思いながら、この体育館の跡地をつくることはできないでしょうかね。いかがでしょうかね。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

今御指摘がございましたサロン等でございますけど、例えば都市計画法上から見れば、御質問の施設の建設自体は可能だとは思いますが、体育館の跡地の面積、先ほど申し上げましたように681平方メートルということで、広い面積がございません。当然町の公民館もございますので、利用される方が重なりますとたくさんの駐車場が要るということで、駐車場をつくるだけで精いっぱいかなあというふうに思っております。したがって、このようなサロンということでございますけど、非常に現実的には難しいのではないかとこのように考えております。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

難しいからまたお願いするわけでありまして、こうした話を私なりに商工会とか家推協とか、また区長会などと今お話をしている最中ですが、やはりそういう話になりますと、ぜひ商工会も狭くて駐車場はなくて、あのありさまなんです。また、隣にある鳥居区の詰所ですが、あんな狭いところでよくやってきたなというのが私の現状の見方です。例えば商工会の、もしそういう話になってれば、ぜひそちらのほうへ移動したいという声もありますし、またその跡地に詰所など有効に使っていただき、それも同時に両方が取り組んではないなというような思いがあります。私も今、まちづくりの会長ともい

ろいろと話をしますが、豊浜の活性化というのはなかなか見えてきません。そのために、町会の会長とかいろいろ今お話をしておりますけど、ぜひこうした声もかなり出ておりますので、難しいながらもどうしても実現したいという思いがあります。

また、隣にある公民館ですが、これもかなりの老朽化が始まっておると思うんです。ここを一体化させれば、一挙にひととこで何でもできるのではないかと思います。教育長、無理だと思いますが、どうでしょう。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

町公民館も合わせて利用というようなことをおっしゃられたかと思います。町公民館につきましては、建築後22年たっておりまして、非常に老朽化が進んでおるわけでございますけど、先ほども申し上げましたように、いろいろな方が利用されておることで必要な施設であるというふうに思っております。一体的な利用になりますと、例えば増改築になりますと建築法の関係もございまして、また改築、新たに建て直しになりますと財政的な問題も発生するかと思いますので、非常にこちらのほうも難しいなど、御理解いただきたいというふうに思っております。

建物、体育館を取り壊しますと、使っておったところは非常に広く見えるわけでございますけど、実際に取り壊した跡地は、皆さん方もそういった感覚になられたことがあると思うんですけど、大変狭いというところがございまして、非常に厳しいのかなあというふうに思っております。御要望につきましては承らせていただきまして、これからいろいろな公共施設を配置していく中で、総合的に考えたほうがいいのかというふうに思っております。以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

難しい難しいと言いますが、それなりの町の方としても考えていただきたいと思えます。今、豊浜も老人の憩いの家ですか、本当に今どこでも多いんですが、老人が多い中で、特に今老人が楽しめるということが一番だと思うんですが、しかし、狭いからといってできないというのではなしに、その中でも何とかできる方法として、町として

も考えていただきたいなと思います。これからまた、まちづくり会の会長とか区長会長とか、きっといろんな関係者が話に来ると思いますが、ぜひ教育長、また話に乗ってやってもらえればと思いますが、どうですか。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

先に先ほど説明した中で少し言い間違えたところがございます、町の公民館がございますけど、建築後42年間が経過しておるということでございまして、22年というふうに発言したということでございますので訂正させていただきます。

それから、地区の代表のいろいろな方との相談ということでございます。私どもも、御提案はお聞きしたいというふうに思っております。実施設計書が間もなくでき上がってくると思いますので、どのような形で取り壊し、実施設計書になるのか、そういったものができ上がってまいりましたら、またお見せさせていただいて御意見をお聞きしたいと思っております。よろしく願いいたします。

（7番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

教育長、よろしく頼みます。

最後、町長、いかがですか、感想をひとつお願いします。

○議長（榎戸陵友君）

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

とにかく壊した後、自分の描いていたイメージとよく違うことがあるということを教育長は言っていましたし、その公民館が42年経過して、実は耐震化の工事が非常に高いということも聞いております。ですから、いろんな選択肢の中でどんどん提案をして教育長のほうに届けていただいた中で、町民の皆様が選ばれるのに我々が努力していくというのがいいのかなと思っております。

（7番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

7番、吉原君。

○7番（吉原一治君）

ありがとうございます。

ぜひしっかりと考えていただき、皆さんが喜んでもらえる方向でお願いします。人口が減っていく時代ですから、施設も効率的に切りかえていく必要があるのではないのでしょうか。基金も有効に活用しながら、いろんな施設をまとめていくことも考えてほしいなと思います。また、地域のバランスなどを考えながら計画的に更新できていくように進めてもらいたいと思います。地域の意見をよく聞きながら、町の将来を描いていっていただきたいとお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（榎戸陵友君）

以上で吉原一治君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩は2時45分までといたします。

〔 休憩 14時29分 〕

〔 再開 14時45分 〕

○議長（榎戸陵友君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、11番、榎本芳三君。

○11番（榎本芳三君）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

なお、壇上におきまして通告書により朗読とさせていただきます。

1番で、地震、津波、防災工事の進捗について。

本町は、三河地震・東南海地震が発生して70年が経過し、南海トラフ大地震の発生も危惧されているため、特別強化区域に指定されたところである。

内海山海海岸は、伊勢湾台風後の復旧で昭和36年当時に築造工事されたものであり、老朽化が進んでいるため、愛知県の管理海岸である山海神戸から内海小楸については、高潮対策として、県により老朽化対策工事が進められています。

町の管理海岸である千鳥ヶ浜と小楸の内海港海岸についても、老朽化点検により修繕が必要とされた箇所を今後修理していくとは聞いていますが、地震、津波対策に対して護岸は機能するのか、地域住民は不安を抱いている。そのため、背後地に住宅の多い内

海港海岸について、景観にも配慮ししっかりと地震、津波対策を進めていただきたい。
あわせて、住民の生命、財産を守るための津波避難対策として関連施設の建設も検討していただきたい。

そこで、以下の質問をします。

1 番に、以前答弁があった老朽化した護岸の補修工事はどこまで進んでいますか。

2 番に、内海港海岸護岸の地震、津波対策はどのようになっていますか。

3 番に、津波避難所として、南知多町公民館内海分館を建てかえる考えはありますか。
あるいは、公民館裏の駐車場に避難タワーを建てる考えはありますか。

大きい 2 番に、学校の統廃合について。

本町の学校統廃合計画については、平成18年2月に、教育委員会において基本構想、いわゆる「1中5小構想」が策定され、それを受け、平成20年に豊浜小学校と豊丘小学校が、平成21年には内海小学校と山海小学校がそれぞれ統合されました。

特に、内海小学校と山海小学校との統合に当たっては、当時反対運動が大きくなり、当時の町長の政治決断により、学校統合が実現されたわけですが、統合後の保護者の方の御意見として、一部には統合して悪くなったとの意見がある一方で、おおむね一定の評価を受けているものと理解しています。

そこで、今後の学校統合に対する取り組みについて、次の質問をいたします。

①番で、中学校の統合については、町内の5つの中学校を1つに統合する計画になっていますが、離島である篠島、日間賀島の中学校まで統合して、中学生に毎日半島の学校まで船やバスを使って通学させるのは、いささか無理があるのではないかと危惧しています。まずは、内海中学校、豊浜中学校、師崎中学校の3校の統合を進めるべきと考えていますが、町当局の考えはいかがですか。

②番に、師崎地区の大井小学校と師崎小学校の統廃合の検討は、現在どこまで進んでいますか。

大きい 3 番に入らせていただきます。

健康診断の受診状況について。

南知多町は、今年この時期に40歳以上74歳以下の方を対象に特定健康診査を実施しております。町民は心強く感じています。また、これにより病気の早期発見にもつながっているものと思います。

現在、働き盛りの若い人たちは、仕事が忙しいなどの理由により、余り受診されてい

ないので受診率が上がらないと聞いています。他の市町においては、受診率を上げるために人間ドックを受診される方に対して助成制度があるようです。

そこで、次の質問をいたします。

1 番に、南知多町の特定健康診査の対象者及び受診者はどのくらいですか。

2 番に、近隣市町では、人間ドックの受診者に助成金を出しているところはどこがありますか。

3 番に、南知多町においては、人間ドックなどの助成制度を導入する予定はありますか。

以上3点について、明確な答弁を要望いたします。

なお、内容によっては自席にて再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

質問1の地震、津波、防災工事の進捗についてですが、①②については私から、③につきましては総務部長より答弁させていただきます。

質問①②につきまして、関連がございますので一括して答弁させていただきます。

以前答弁があった老朽化した護岸の補修工事はどこまで進んでいますか。内海港海岸護岸の地震、津波対策はどのようになっていますかにつきまして答弁させていただきます。

内海港の護岸につきましては、平成24年度に愛知県が実施した点検調査の結果、4カ所において10年以内に補修が必要であるという結果が出ました。平成25年12月議会において、順次対策工法を検討し、修復を進めていくという答弁でありましたが、現在、愛知県が昨年の海岸法の一部改正を受けて三河湾、伊勢湾沿岸の海岸保全基本計画を策定中であります。その計画を踏まえた施設の整備を進めてまいりたいと考えております。

この海岸保全基本計画には、地震、津波防災を含めた海岸保全施設の改修の方法等が定められる予定でございます。その基本計画を踏まえ、海岸保全施設の長寿命化計画を作成する必要があります。

したがって、内海港海岸護岸の地震、津波対策につきましては、愛知県の海岸保全基本計画が公表された後、愛知県の指導を受け、内海港海岸全体を見据えた長寿命化

計画の作成の中で検討したいと考えております。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

総務部長、大岩君。

○総務部長（大岩良三君）

それでは、私のほうから御質問1の3につきまして答弁をさせていただきます。

質問につきましては、津波避難所として町公民館内海分館を建てかえる考えはありますか。あるいは、公民館裏の駐車場に避難タワーを建てる考えはありますかについて答弁させていただきます。

南知多町地域防災計画におきましては、既存の学校、保育所や公民館、区集会場などの町民に身近な公共施設を風水害等における避難所として指定してはおりますが、津波避難所として町公民館内海分館を建てかえることは考えておりません。

また、平成25年度から26年度で実施しました災害危険度判定調査におきましては、平成26年に公表されました愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果での津波浸水想定データを用い、町内での避難困難地域の抽出のために、各地区で津波浸水が始まる時間を32分と設定をいたしまして、地震発生からの各自の避難準備時間を15分と考慮し、徒歩による避難速度を毎秒1メートルなど諸条件を加味した結果、当地域での避難困難地域は生じないという結果となっております。そのような結果を踏まえ、現在のところ、町公民館内海分館裏の駐車場に津波避難タワーを建設する予定はございません。

しかし、津波から命を守るためには、避難するのが最善であることには変わりありません。今後も町といたしましては、町民の皆様に、まずは避難するためには地震で被災しないよう、津波に対しては、津波・高潮防災マップでも呼びかけております。より早く、より高くの言葉のとおり、とにかく早目に高台へ避難することをお願いしていくこととしております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

今の説明でよくわかりましたのですが、せっかく特別強化区域に国が指定いただきましたので、なるべく早く迅速に強化区域の、特に千鳥ヶ浜、東部の呼帆荘から向こうの吹越地区、あっちの護岸も早くやっていただくようお願いをいたしたい。

それと、一応私は県会議員や国会議員の先生にちょっと相談したんですが、とにかく国や県の補助金をもらうんだから、町から要望書を出してくれないと私どもは動けられませんよと、こういう回答をいただいておりますので、どうか早く要望書を出して、少しでも早く取りかかっていたいただきたいというのが私の願いでございます。その件で何か答弁がありましたらよろしく。

○議長（榎戸陵友君）

建設経済部長、吉村君。

○建設経済部長（吉村仁志君）

議員のおっしゃるとおり、本町は南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されております。これは、津波避難対策を特別に強化すべき地域として指定されたものでございます。海岸護岸の整備につきましては、このような地域であるからこそ、町としても早期に検討していかねばならない事業と考えております。景観や観光にも配慮した護岸整備の事業を進めていくためには、地域の皆様の協力がなければ進められませんので、議員の皆様のお力もおかりして進めてまいりたいと思っております。

また、愛知県におきましても、県が策定中の海岸保全基本計画に基づきまして、長寿命化計画を策定する方向と聞いております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

ありがとうございます。

次に、今の千鳥ヶ浜の海岸の件ですが、地震津波の3メートルから5メートルの津波が来たら、この吹越区は道路より家屋が下になりますので、津波が来たら必ず水は外へ出ていきません。中へ入るばかりです。家屋がみんな倒壊してしまいますので、生命、財産を失うかもわかりません。早急をお願いをします。

続きまして、サービスセンターの件ですが、サービスセンターは係が違うかも知りませんが、サービスセンターを利用ということは、あそこの近辺を使う方々、特に中之郷区というのは山がございませぬ。逃げるのに、また老人世帯が一番多い部落なんです。そこでは逃げることはできません。だから、高台といっても高台がないんです。だから、壊れなければサービスセンターの屋上を使うことができるんですが、あそこは耐震工事

ができないかなあと思うんですが、その点を。

それからもう1点は、橋は近くにいっぱいあるんですが、みんなあの橋も老朽化した、一つもいい橋がございません。ですから、利屋の方面に逃げるわけにもいかない、壊れたら。そういうところもひとつ、建設課に、それをお願いしたいです。

また例として、武豊町では、こういう南知多のような危険じゃなくても、新聞に載っていますが、衣浦港の防波堤強化をやっておるくらいですから、特に南知多町なんかは全体的にこれを取り組んでいただかないと、町内が壊滅したら怖いので、その点も全体的に捉えてしっかりやってほしいなと思いますが、どんなものでしょうか。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

内海のサービスセンターの関係でございます。町公民館内海分館という施設でございますけど、この建物につきましては、昭和36年8月に建築されておまして、随分老朽化が進んでおる建物でございます。また、耐震強度も実際にはございませんので、そちらのほうを利用してやっていくということは非常に難しいかなあというふうに思っております。耐震強度につきましては、耐震の指標、I s 値でございますけど、0.46という数値でございます。

○議長（榎戸陵友君）

建設課長、田中君。

○建設課長（田中吉郎君）

先ほど、議員、内海橋のことを言われておるかと思いますが、以前も議会でお話があったと思いますが、内海橋につきましては今の耐震基準でいうところでは、それにのった形で対策工事がなされておるといふ県の回答でしたので、その面では対策工事がなされておるといふことなんですけど、県が申しますには、それは絶対ということはないので、それを避難路とされて絶対ということはありませんので、川を渡るという避難路の選択としてはいかがなものかということがありましたので、今後、内海橋のかけかえがありまして確実なものになれば、また話が変わるとは思いますが、今のところ、今の避難経路として考えていただいたほうがいいんじゃないかというふうに考えております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

ありがとうございます。

今課長が言われた内海橋ではなく入見橋とか、中橋とか、芳庵橋は中之郷区近隣の住民が住んでおるところです。ですから、そのところをまたよく検討していただきたい。

答えは要りませんのでよろしく願いいたします。

それからもう1点、また違うことで、防災研究所より先に災害対策をやるべきではないかと。例えば、愛知県は何も災害もないですが、岐阜、長野、静岡が大変な騒動が起きている、三重県も。この愛知県だけが幸いに何も大きな事故がないのですが、台風ばかりじゃありません、地震ばかりじゃありません、噴火もあります。しっかりした対策をしていただきたい。また、外国でもいろいろなところで災害がいっぱいあります。愛知県へどんどんそういうものがひよっと固まってきますと、どこかで災害が起きます。この点も建設課かどこの課になりますかわかりませんが、しっかりと対策を立てて、両島と、この大陸の町内が少しでも最小限で災害を抑えられるような研究をしていただきたい。この研究所より先にこれを、小さいことを先にお願いをいたします。答弁は要りませんのでよろしく願いします。

次に行ってください。

○議長（榎戸陵友君）

教育長、大森君。

○教育長（大森宏隆君）

御質問の大きな2番につきまして答弁させていただきます。

まず、御質問の2の1の中学校の統合については、内海、豊浜、師崎の3校の統合を先行して進めるべきではないかということですが、先ほど清水議員の一般質問においてお答えさせていただきましたように、両島における学校統合に係る意向調査に対し、現状維持を望む声が多く寄せられました。これは、それぞれの地域から学校がなくなってしまうという要因だけでなく、議員御指摘のように、船等を利用しての通学に対する御心配の意見も反映しての結果ではないかと捉えています。

今後は、8月末に各校の校長と教育委員を構成員として検討委員会を設置させていただき、1中5小の基本構想の見直しも含め、子供たちの教育にとって最善の選択をする

ための具体的な検討を進めるとともに、年度内に保護者等へのアンケート調査も実施し、中学校統合に係る方向性を定めてまいりたいと考えております。

次に、御質問2の2の大井小学校と師崎小学校との統合計画の検討は、現在どこまで進んでいるかということにつきまして答弁させていただきます。

小学校の統合につきましては、教育委員会としては、全校児童数が60人を下回ることが見通された段階で、その統合について検討を始めることとしてきました。現時点での推計では、師崎小学校について、平成32年度に全校児童数が58人となることが想定されています。特に、小学校統合の検討に当たっては、統合先の校舎の規模だけではなく、津波避難などへの課題もあわせて検討していく必要があると考えています。

したがいまして、現時点での考え方としましては、中学校統合の方向性がまとまった段階で、大井小学校と師崎小学校との統合の検討と、津波避難などへの課題解消も含め、他の小学校校舎の設置場所の検討もあわせて進めていきたいと考えています。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

ありがとうございます。

これもちょっと悪い言い方かもしれませんが、南知多町の統廃合が難しいなら、今出ている問題の国際大学のほうがもっと難しいわけだ。小さなことができない町が、大きな希望を持ってもできないと思いますので、統廃合を早急に今答えられたのでいいですが、早急に取り組んでいただきたい。それでないと子供さんたちもかわいそうかなあとと思うので、よろしく願いいたします。これも答弁要りませんので、よろしく。

次に行ってください。

○議長（榎戸陵友君）

厚生部長、渡辺君。

○厚生部長（渡辺三郎君）

大きな3番、健康診査の受診状況についてを一括して御説明申し上げます。

御質問3の1、本町の特定健康診査の対象者及び受診率はどれくらいかについて答弁させていただきます。

今年度につきましては、現在実施中でありますので、昨年度の実績で答弁をいたしま

す。昨年度の本町の国民健康保険に加入している40歳から74歳までの対象者は5,260人で、受診者は1,902人であり、受診率は36.2%となっております。

次に、御質問3の2、近隣市町村で人間ドックの受診者に助成金を出しているところはどこがあるかについて答弁させていただきます。

現在、近隣の知多5市4町のうち、常滑市、大府市、阿久比町、東浦町、美浜町の2市3町が人間ドックに対する助成事業を実施しております。

次に、御質問3の3、南知多町においては人間ドックなどの助成制度を導入する予定はあるかについて答弁させていただきます。

過去に国からの補助もあり、平成10年度から平成19年度までの10年間、人間ドックの助成事業を実施しておりました。

平成20年度の制度改正に伴い、基本健康診査、いわゆる住民健診から特定健康診査へ移行され、国の保健事業としての補助がなくなったことなどにより、人間ドックに対する助成事業は廃止をしております。現在のところ、再度助成する予定はございません。なお、脳ドックにつきましては、平成18年度より国民健康保険の加入者35歳から74歳までの方を対象に、受診費用の7割を町より助成しており、年間200人を限度に実施をさせていただいています。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

ありがとうございます。

ちょっと再質問ですが、今の特定健康診査の受診率、昨年度は36%というお答えです。少し伝わっていないような気がしますので、もっといろいろな手を、案内を出して受診率を上げていただきたい、そう思っております。

また、人間ドックの助成事業を再導入する予定はないとのことではありますが、受診率を上げるためには具体的にどのようなことを考えて行っているのかお答えをいただきたい。よろしく願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

住民課長、宮地君。

○住民課長（宮地廣二君）

ただいまの榎本議員の特定健康診査の受診率が低いように思うが、上げるために具体的にどのようなことを考え、行っているかといった御質問についてお答えさせていただきます。

特定健康診査の受診率向上のために、本町では、従前より集団健診を中心として町保健センターのみならず、町内各地区の公民館など7カ所へ出向き、健診時間を日中だけでなく、夜間も含め土曜日にも実施するなど、健診対象の皆さんが少しでも受診しやすい環境づくりに努めております。また、健診日程の周知につきましては、対象者本人への受診表を含む個人通知を初め、町広報紙、折り込みチラシ、町ホームページ及びケーブルテレビを活用しております。

なお、昨年度より各地区での集団健診だけではなく、町内8カ所の身近な医療機関におきましても個別健診を受けられるよう、また今年度からは、健診業務委託先であります半田市医師会健康管理センターにおきましても個別健診が受けられるように受診率向上に努めております。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（榎戸陵友君）

11番、榎本君。

○11番（榎本芳三君）

ありがとうございます。

これは今後のお願いでございます。知多厚生病院でも、この特定健康診査を受けられるように提携できないか。また、ああいうのを見て、各市町のように補助金を出して人間ドックを同じように行うようお願いをいたしまして終わりいたします。答弁は要りません。今後ともよろしく願いいたします。

○議長（榎戸陵友君）

以上で榎本芳三君の一般質問を終了いたします。

○議長（榎戸陵友君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

[散会 15時14分]